

参議院文部委員会會議錄第十四号

昭和二十七年三月七日(金曜日)午前十一時三分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田 なほ子君
木内 キヤウ君

委員

木村 守江君
黒川 武雄君
高良 とみ君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

事務局側

常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員
常任委員 会専門員

参考人

東京教育 竹田 復君
評論家 阿部 眞之助君
東京都教育 安藤 新太郎君
庁指導主事 石田 壯吉君
都立第五商業 北濱 清一君
高等学校校長 澤登 哲一君
日本教職員組 長澤 規矩也君
合文化部長 西尾 實君
都立小石川 長澤 規矩也君
高等学学校長 西尾 實君
法政大学教授 西尾 實君
国立国語 西尾 實君
研究所長 西尾 實君

都立戸山高 福島 正義君
等学校教諭 渡邊 茂君
都立白鷺高 渡邊 茂君
等学校教諭 渡邊 茂君

○教育及び文化に関する一般調査の件
(漢文教育に関する件)

○委員長(梅原眞隆君) これから文部委員会を開きます。

これから漢文教育に関して参考人の
かたゝから御意見を伺いたいと思
います。参考人としておいでを頂きまし
た各位に対して一言御挨拶を申し上げま
す。

本日は御多忙の中、本委員会のため
においで下さいまして誠に有難うござ
います。厚くお礼を申し上げます。漢文
教育の問題は、衆議院文部委員会にお
きまして最近しばしば議題に上つたよ
うであります。これに関連して去る
二月二十三日、衆議院本会議におきま
してお手許に差上げてありますような
東洋精神文化振興に関する決議案が出
ていたものであります。その趣旨弁明に
よりますれば、東洋の古人、先哲によ
つて残された古典文化は、学生生徒の
精神生活の糧となるものであるから極
めて重要であり、この意味で高等学校
においては漢文を必修として一週二時
間を課するということが当然のことと
ある。これは単に学校教育の一科目の
問題であるばかりではなく、実は国
民精神文化の確立如何という大問題に
繋がるものであつて、我が国の学問の

形式には、漢文教育の徹底なくしては
到底不可能であるというのでありま
す。文部大臣はこれに對しまして慎重
に研究する旨答弁してあります。本委
員会におきましても東洋古典教育振興
に関する諸願というのを受取つており
ますが、主として漢文教育に連関を持
つていようであります。本委員会と
いたしましては、本問題に對して今述
べたような事情の有無にかかわらず、
極めて慎重な態度を以て対処すべきで
あるということに意見の一致を見まし
て、今日ここに各位の御意見を承る
わけでありまして、

承りましてから、各委員から御質問
申上げと思ひますが、よろしく御願
い申上げます。なお委員各位に申上げ
ます。先に本問題について検討すべき
諸点を御参考申述べましたが、これ
は一例を申述べたに過ぎないのであり
まして、もとより各委員の御質問につ
きましての範囲を限定したわけでは断
じてありませんから、御了承をお願い
いたします。それでは御意見を伺うこ
とにいたします。発言の順序としまし
ては、公報に載つておる順序によらせ
て頂きたいのでありますが、但し竹田
復さんは職務の關係上時間がありません
ので、特別に最初に発言を願うこと
にいたします。

○参考人(竹田復君) 私竹田でありま
す。今日は只今も委員長からお話があ
りましたように漢文教育について私の
考えを申述べる機会をお與え下さつた
ことを厚くお礼を申し上げます。
私は中国文化を専攻いたしましたので、
漢文教育にも長い間携わつておるとい
う私の立場を先ず申上げておきます。
私は先頃御申出の幾つかの箇條がござ
いました。その中で漢文教育の振興
が日本の将来にプラスになるか否かと
いうような点を中心としたもので、
漢文教育について私の考えておること
を申述べたいと思つております。御
承知のごとく漢文は明治時代から中等
学校、高等学校で必須として教科目
に加えられていたものであります。これ
は勿論生命のあるものとして扱われる
ものであるという趣旨であつたと思

例えは、一、東洋精神文化と漢文教育
との関連性。一、日本文化の向上、特
に民主化の過程における現在の学校教
育から見て漢文を必修とすることの是非。
一、高等学校の国語教育の上に占
める漢文教育の地位、これは漢文を必
修とすると仮定したとしても、果して
どの程度の内容を持たせるべきである
か。一、中学校における国語科教育と
の関連性から見て、高等学校に漢文科
を必修とすることの是非などの諸問題
が検討を要するものと思はれるのであ
ります。これらの諸点のいづれかにつ
き、或いは又その他の点につきまして
それらの立場から御自由に御意見を
お述べ頂きたいと思ひます。発言時間
は人数その他の点からいたしまして、
甚だ恐縮且つ残念であります。御一
人約十五分ぐらにお願ひをいたした
いと存じます。参考人の御意見を一応

のであります。併し公平に反省をして
見ますと、それがとかく形式的文化と
して、單に古い知識を知るといふよう
に扱われたり、又は日本人であるが故
に伝承された言葉や詩や文章に對して
形式的な悦びを感じたり、或いは無自
覺的にそれに盛られてある道德的内容
に便乗したり、甚だしきは自分の考え
を言葉の中に押し込んで、大言壯語と
か美辭麗句とかいふ内容空虚のそり
を受けたりした点が確かにあると思
うのであります。併しこれらの点につ
きましては今日我々の間においても嚴密
なる批判を加へまして、只今この漢文
教育に携わる者は、漢文は教育として
如何にあるべきかということについて
はかなり深い認識を持つておると存じ
ております。

漢文教育の意義は何であるかと申し
ますと、一口に申すと古典的教養への
自覚ということに帰着すると思つので
あります。言葉を換へて申しますと
ば、古典に内在する精神に現代的意義
を見出すということであり、実践的知
識としての真実性に魅せられるという
ことでもあります。漢文には言葉に含め
れた精神があります。これは英語にも
あり、又国語のうちにも心を見出し得
ると同様であると思つのであります。
漢文を学ぶということは、單に精神の
形成を操作する技術ではなく、現物に
ぶつかつてその精神に触れ、これと交
流するのなればその意義はないと思
うのであります。訓読という読み方
が漢文にございます。この訓読という

説き方は、とくく漢文はこうして説くものだという與えられた形式主義になつておられますが、そうではないのであります。本質的に言へば、漢文の中に潜む真実性なり精神なりに触れるために考へ出されたものであります。用いられてから長い歳月を経て、今日ではただ與えられたものとして無意識的に受取つておるに過ぎなくなつたのであります。ここに漢文の書下し論も現われ、漢文の口語訳も頭を持ち上げて来るということになると思ふのであります。それではその漢文教育の意義に徹することはできないと思ふのであります。我々は漢文という文体的の中に潜んでおる精神に直接ぶつかるといふ訓詁法によつて活きたものとしてこれと対決して行くのであります。一体私の考へでは漢文は知識を伝えるものと思ひます。併し漢文を構成してある文語は要約され、簡潔にされた言葉であり、即ち芸術的の良識で選ばれ、洗練され、そして結晶されたものであります。これを無駄を省いた形に配列したのが漢文であります。でありますからそれ自体に真理の光もほのぼの見せ、又精神的の匂いを漂わしてあるのであります。それを我々の先人はこれに依り得る言葉を選んで説きだしたのであります。それ故この方法で説くときには作品の精神に触れると共に実践的知識としての真実性をも知識として吸収し得るのであつて、これは中国文に對して我が國独自の翻譯法であると思ふのであります。勿論時代の変化による語感を考慮することが必要であります。併しながら教育として飽くまでもこの形は崩したくないのであります。又崩してはならないのであります。

す。考へて見ますと、我が國は中国文化の影響の下に文化の発展を見たのであります。中国文化は数千年の長い歴史を持ち、人間生活のあらゆる面で鍛えられた生活文化でありますから、種々複雑な内容を持つておるのであります。我々の祖先はその中で我が國の國家社會の機構に適合するものを取り入れて、これを文化の創造力と批判的精神とを鍛える材料として、漸次日本文化へと進展させて行つたのであります。私は日本文学は日本人の一つの自覺の歴史であると思ふことができたと思ひます。而してこれができたのは、漢文によつて自覺のあり方を突きとめたからであります。これなくしては日本人の基本的自覺はできなかつたことであらうと思ふのであります。この意味から言つて漢文は日本人の自覺と批判とを先ず確立したもので、ここに基礎を置いた祖先の文化能力を探つて行くといふことは、我が國民の教養として是非とも欲しいことであります。

言うまでもなく我が國の文化は漢文化から道の精神を、又仏教文化から法、即ち達磨の精神を学び取りました。この兩者を調和融合して世界觀的の基礎を固めて、その上に優れた同文化を形成して來たのであります。この道といふ言葉は與えられた規範的のものではないのであります。言ひ換へればこれは人間の自覺としての良識であり節度である、節度といふ言葉は一定の標準というくらいの意味であり、すが、節度であり、又誠実であり、愛であります。言ひ換へれば人間の思慮と分別とを現わした言葉でありますから、これを内容とした作品に接すると

きには、人々の精神内容にも照応して、ここにみずから生命的のものを感ずるようになるので、そこで倫理的的要求も満足されるというわけになると思ふのであります。漢文の本国であり、す中国でも時代の政治的方向によつて經典の解釈が變つておりました。例えば漢の時代の解釈、或いは唐の時代の解釈、これはその時代の政治理念の方向によつて變つておりました。我が國の文化形成におきましても歴史の変遷があるつて、その間いわゆる封建的と稱せられるもののおつたことは事實であります。併し今日においてはその偏狹と歪められた面とを正しまして、道といふ具體的な批判のよりどころを自覺させることは決して保守思想でもなければ、又安撫な懐古趣味でもないと思ふのであります。いな、それどころか將來の文化形成の基礎を見出し得ることとなると思ひます。かくて漢文の教育はおのずから過去の文化遺産への価値判断にも役立ち、過去から現在への文化の本質的な繋りを意識させ、進んで良識、高度の文化形成に役立つ一つの要素となり得るものと思ふのであります。私は決して漢文のみがそれであるとは申しませんが、少くとも漢文の中に含まれておることは、そういう意味において一つのものとして役立つといふことを申し上げたいのであります。前にも申しましたように、漢文化は我が國語、國文文化の発展に對しては母体的の位置を占めておるのでありますから、語彙においても、文法においても、又表現の方法においても自然切離すことのできない深い關係を持つておるのであります。従つて言葉とか或いは文章とかいふものの理解

には大きく役立つものであるといふことを私ははつきり申し上げておきたいのであります。今日一般の若い人たちの説解力が大變低下したといふことがありますが、これはいろいろの理由もありましようが、こうした面、即ち外國のものを日本に取入れる、その基礎の國語といふような面の広さを考へないことから起つて來ておるのではないかと思ふのであります。

終りに一言附加したいことでありますが、それは中國語と中國の白話文と申します現代文のことです。と申します漢文が中國の文體であるが故に、さういふものを讀むよりも、時代と共に進む新しいものを讀ませるほうがいいだらうといふような御意見をもちのかたがあるようではありますが、これは中國語といふ面においてなされることでありまして、無論兩者において相關關係のあることは認めるのであります。上に申述べたような立場からいふと、或いは中國語といふのは、別に領野を持つものとお考へを願ひたいのであります。勿論唐の人の詩なんかに白話的の要素は入つておりました。そのほかた第一見古文と思ふ中にも國語的、俗語的の要素は入つておるのでありますから、教授はそれに対して一応の知識を持つといふことは、これは漢文教育を運用する意味において極めて望ましいことではあります。併し兩者を混同してはならないと私は思ふのであります。

私は以上のような立場で、是非この漢文教育といふものをやはりお考へになつて頂きたいといふことを申述べて、皆さんに參考の意見としてお聞きを願つた次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 次は阿部さんに願ひたいします。

○参考人(阿部眞之助君) 私は数十年前新聞の仕事をやつて來て、漢文について教育的思想的、さういふふうな面にどういふふうな關係があるかといふふうなことに對しては特に考へたこともないのであります。新聞をやつて來た關係において少しくこの問題を考えて見たいと思ふのです。

この漢文科復活の問題は、直接ではないが、併しながら直ちに漢字制限の問題と深い連關性を持つて來るよう思ふのであります。文部省が先に漢字制限を發表しますと、それから新かな便法を發表しますといふ、全國の新聞雜誌社が一言もなしにこれに協力することになつた。詳しく内容を調べて見ますと、いふと、あの制限にも過不足があつて、しなくもよいものを制限したり、又すべきものが残つていたりするやうなことがあるかも知れません。又かな便法についてもいろいろ議論はあつたことだらうと思ふので、ところが新聞雜誌においてはさういふ議論するいとまなしに、殆んど無批判にこれを受入れてしまつたといふことにどこにあるかと申しますと、もうさういふ議論を三年も五年もするには待つていられない、もう突に漢字の持つておるあの弊害にはやり切れないとなつたといふことなものであります。文部省がさういふことをやる前に、実はもう私も十数年前からさういふ漢字制限をしなうといふことをほらばうの新聞社で銘々考へついてやつてみるのですが、銘々やるからついで長続き

しないので、やはりもとへ戻つて来てしまふというようなことで、しばしばやつてしまふ。失敗して来たことなどあります。ところが今度は文部省が音頭取りになつて、全国の新聞雑誌がこれに協同するという事になつて、大分漢字制限ということ、及びかな使用といふものが実際に進められて来た。ことによつて、又文体も変つて来る、言葉の話し方も変つて来る。つまり言つと、新しい文体と新しい言葉といふものがだんだん行われかかつて来るというふうな形になつて来たわけなんです。第一皆さんが漢字制限でお氣付になることは、新聞で最近振りがなといふものがつかなくなつて来た、ルビが。これは漢字制限以来の新しい現象なのであります。日本の新聞といふものは従来むずかしい漢字を用うたために読めない。読めるためには振りがなをつけたりやら。このために非常に複雑な操作を必要としたわけなんです。世界中でこの出版物を見ても、どこの新聞を見ても読み方を書く振りがなをつけるというふうな、そんな新聞を持つておる国は世界中にありません。漢字を拾う、一つ／＼拾う、その間に又かなといふものを挟む、又その漢字の横によ／＼振りがなをつけなければならぬという、二重にも三重にも実に厄介な手数をかけて来たわけなんです。私は先年毎日新聞におきまして、社の命令でアメリカ、ヨーロッパの新聞社の模様を見に行つたわけですが、新聞の印刷機械とかその他の設備においては、もう機械化においてはまあアメリカに多少遜色を見るばかりで、ヨーロッパ、イギリス、どこの新聞でも日本の新聞は最も

優秀な機械設備を持つことになつてゐる。ところが遺憾ながら文字の關係において相変わらず昔のままの、そこで行詰つてゐるということなんです。機械化ができない。文字で……例えて申しますと、東京から静岡まで汽車で行く、静岡から名古屋の間が自動車で行く、昔ながらのお徳龍で以て揺られて行かなければならぬ。それから名古屋から大阪まで又汽車に乗つて行くといふような形、つまり言つて活字を拾う、文字の關係においていつまでも徳川時代の駕籠に乗るというふうなことで、機械化ができない。それでですから活字工場に入つて見ますと、新聞社の工場に入つて見ると、日本の工場の人間の多いことには実に驚く。だからいよいよアメリカやヨーロッパの新聞社に、工場に人のいないこと、森閑としてゐることに実に驚き入つた。どこで仕事をしているかといふほど人間が少い。といふのはこれらの国々が音標文字を使つてゐるために皆タイプライターを使う。インタータイプを使う。極めて少数の人が叩けば簡単に文字を拾ふことができるが、日本の新聞においては複雑な漢字を使つてゐるために、非常にたくさんの人を使つなければ急速に仕事をこなすことはできない。今でも新聞社に行つて御覧になればわかりますが、実に驚くばかりのたくさんの方が右往左往してゐるのを御覧になつてゐると思う。これではとてもやり切れない。而もその上に振りがなまでつけなければ一般の民衆にはわからないような、そういうような新聞を作つておつてはどうにもならぬ。これは教育といふものは学校でおや

ながら教育といふのは、私は学校の八年とか五年とかいふものでなしに、一生涯のことだろふと思う。つまり八千人に對してなされるのが教育だろふと思う。学校以外の教育、それは何によつてなされるかといふと、新聞教育によつてなされるのかといふが、い。だから教育とかそういうものを余り狭い目で御覧になられず、広い八千人を相手にする、そういう教育を對象として考へるといふと、むずかしい漢字がど／＼出て来るということ。甚だどうも国民教育を害すること。甚だしいことだろふと思うのです。これは日本の新聞雑誌にとつては複雑な漢字があるといふことがどんなに禍いをしてゐるかおぼつかない。先年、戦争中でしたが、デーリー・メールのノースクリップ、あの人が日本にやつて来まして、日本の新聞を見て驚きました。実によく機械化ができてゐる。これはイギリスが日本へ見學に来なけりやならぬ……そんな冗談を言つていたが、私はデーリー・メールを見て知つておりますが、実に古ぼけた機械を使つてゐる。日本の新聞のはうが遙かに優秀な機械を使つてゐる。この印刷機械は……もうロンドンタイムスのごときに至つては一時代前の古くさい、古色蒼然たる機械を以てやつてゐる。こんな機械をいふくらいなんです。併しなから文字の關係においては一つ一今以てそんなんです。その他通信の關係においてもそんなんです。一々我々は書かなければならぬ。手で書かなければならぬ。ハンドライティングしなればならぬ。ところがもう近頃アメリカあたりの新聞記者が新聞社で手

で書くといふことはない、みんなタイプライターを使う。そのタイプライターは一個所で叩けば、仮にニューヨークなら、ニューヨークで一つの通信社で以てタイプライターを叩けば、全部の新聞社にこの通信を送ることができるといふ、実に簡便な方式によつておる。これが我々の場合は、一々これを電話で以て呼出して書いてもらふ、手で書いてもらふ。自分で手で書いたものを又電話で以て呼んで相手方に書いてもらふ。手で書くよりよはかに漢字といふものは始末が悪いものである。近頃邦文モノタイプといふものができておる。併しながらこれでも字が非常に多いために限りがあつて、そんなに何千とか何万とかいふ無制限にたくさん字を一時に送ることは到底できない。結局は千とか千五百とか、少数の漢字を選んで、いわゆる利き字を選んでそれで叩くということになつておる。でこれはとき／＼はタイプライターにない字が出て来る。ない字はあとで以て書き足す。手紙などを書くときによくやりますね、そういうことになつて、まあ日常生活の不便といふものは大変なものである。これはどうかといふと、この漢字といふものを無制限に、野放図にもなく日本人は使い出して、我々の生活といふものをみづから邪魔しておるということなんです。成るほど私はこの文字を現在のまま千とか千五百に限るならば、思想を制限するといふ、そういうふうな心配が私にはあり得ることだと思ふ。思想が複雑になれば、これを表現する文字といふものが複雑化するのには当然なことであると思ふ。そうだから永久に日本の文字が千とか千五百で以て制限されたらこれは大変なことである。

併しながら私どもの理想とするところは、こういう厄介な象形文字は、日本の実用文字としては御免こうむつて、遠い将来においてはどういふ文字を採用されるか知らないが、とにかくにもこの音標文字を利用することになければ、もう世界の文明に私どもは遅れることだろふと思ふのです。その一つの段階として、今のやうな日本のこの複雑な言葉を持つていたならば、これは一とびに飛んで行つたならば、仮にかな文字にしようがローマ字にしようが……今の言葉をそのままかな文字やローマ字にしたならば、これはわけがわからなくなつてしまふ。その一つの前提として言葉を整理して行くといふことがなされなければならぬ。従来は言葉の整理が足らなかつた。野放しにされておつた。そういう意味で一応これは不自由を忍んでも、私は文字はできるだけ少くして、そうして日本の音韻による、そういう表現の文字を採用する時代に備へる必要があるのではないかと思ふのです。私の關係しておる毎日新聞では、めくらのために点字新聞を出してあります。点字新聞は御承知の通り音標文字ですから、このめくらを教育してみますといふと、少くとも半年かもう一年もやれば、最低限度一年もやれば完全に読み書きに關する限りはめくらの人には卒業してしまふ。ところが日本人の目あきは(笑)不幸にして、五年なり十年やろふが、大学を卒業しようが、死ぬまでも完全に読み書きができないといふことになる。そんなばかなことがありましようかね。橋本一が目あきは何と不自由なものかなと言つたそうですが、日本においては漢字を用

いる限りにおいては、未来永劫目あき
は不自由なもので、以て終らざるを
得ないだろうと思ひます。そういうふ
うな意味で、私は遠い将来においては
これはどうしても漢字というふうな、
ああいう象形型の文字は廃止して音標
文字を採用する、そういうときが来な
ければ、日本の文化というものは遅れ
るだろう。もう学校教育においても少
くとも読み書きを教えるだけでも欧米
に比べれば二年や三年、少くとも五年
や六年遅れるかも知れない。そんな遅
れを八千万人が毎年々々積重ねて行つ
たら、私は世界の文化に追いつくこと
はできないだろうと思ふ。

そういう意味から申しまして私は
どうしても文字を余分に使うというよ
うな方向には持つて行きたくない。そ
ういう意味から申しますと、この高
等学校、少くとも普通教育において文
字を余分に使うような傾向のある、
そういうふうな教科目には成るべくな
らば私は置いてもらいたくないという
のが私の考え方なんです。殊
に何か東洋の古典を学ぶこと云々、成
るほど私は最大の愛読書の一つは論
語、孟子のああいうものは私の今でも
手から離さない。というのはおかしい
ですが、絶えず見ています。併しなが
らこれを教科に置くと、普通教育にし
てそういうものを教えるということ
は、私は必ずしも適當だとは考へな
い。これはそれ以上の学校に教えるな
り、自分が研究するなりすることは、
私は非常に結構なことだと思ふが、併
しながらこれを普通教育の中へ取入れ
るということが適當なりや否やという
ことは、一つ専門家のかた／＼の私は
御研究をお願いしたいと思ふのでありま

す。
特に考へなければならぬことは、日
本が現在において何が一番大切な題目
であるかという問題です。私はこれは
一口に言えば民主化、この民主化がで
き上らなかつたら日本は近代国家に成
り得ないだろうと思ふ。私はどうして
戦後において漢文科というものが廃止
されたかという理由は余りつきりわ
かりませんが、少くともこういうもの
があるというところは民主化に余り役
に立たない、場合によると民主化の邪魔
をするという理由で私は漢文科というも
のが普通教育から閉め出されたものだ
らうと理解しておる。そういうします
ると、今消えてしまつたかというものが
一つ、消えないならば、この漢文科
を廃止したということが非常に大きな
誤りであつたということがつきりし
たかということなんです。このことが
論証されない前にわかに漢文科を復
活するということは、これは如何なる
のでございましょう。これは私はよく
わかりませんが、専門外だからわかり
ませんが、少くとも漢文科を廃止した理
由というものが間違ひであつたという
ことがつきりしない前に、而もまだ
日本の民主化というものが甚だ遅々と
して、まあ私に言わせればまぬるいほ
ど民主化というものが行われないう
に、余り民主化には役立ちそうにもな
い、そういうものを今にわかにあわて
て復活しなければならぬ理由がどこ
にあるかということなんです。もつと
民主化に役立つ私は科目がほかにある
んではないか。一週何時間といひます
が、一週何時間を割いてまでも漢文
のために普通教育を捧げなければなら

んかという理由は、私どもには今のと
ころではわからない。まあそういう意
味で、私は少なくともここ暫くといふ
ものは漢文科を普通教育の間に取入れ
るということはよほど慎重な御検討
が必要だろうと思ふのですが、仮に取
入れるとしても、漢文科の持つあの古
典の香というものは、我々が新しい時
代を作るのに非常に邪魔をする文章が
多いから、そういう文章を取除くには
非常な努力が要するだろうと思ふ。天野
文部大臣が誰か知りませんが、新聞で
見ますというところ、そういう思想的な関
係はないのだ。ヨーロッパでラテンや
ギリクの研究を課する意味と同じよ
うな意味合いで東洋の古典を課するの
だというふうなお話なんです。ラテ
ンやギリクの場合には、少なくとも
あの研究が始つてからヨーロッパにお
いてはルネッサンス、文芸復興といふ
ものが起り、この文芸復興の自由な精
神によつて自由主義の運動が起り、人
権を重んずる、そういう近代的の思想
がここから生れ出して来た。併し漢文
によつてはそういう近代的の新しい運
動が起り得る見込みがありや否や、それ
はあるかも知れませんが、併し
これは将来のこと、これから学校で
教えてルネッサンスを、日本のルネッ
サンスが漢文によつて起るといふこと
を期待し得るということでは先のこと
でないかも知れない、あるかも知
れないといふことなんです。そういう
ものを私は期待するわけに行かないだ
らうと思ふのです。もとより私が先ほ
ど申した通り、論語や孟子なんかは愛
読書なんですけれども、これによつて
人格を作るとか人間を文化人として高
めるという力はあることは認めるけれ

ども、これを一般にまだ思慮の熟さな
い子供に教えるといふことは非常に危
険性が伴うといふことを知らなければ
ならぬし、同時に教える漢文の先生と
いう者が、そういう新しい頭を持つ
た漢文の先生という者が幾人あるかと
いうことなんです。これを全国の学校
に割当てたならば、随分いかかわしい
先生が現れて来て、又いわゆる逆コー
スといふことをします。私は盛んにす
るというふうな虞れも多分にあるのじ
やないか。だからこの問題といふもの
はなか／＼輕々に断ずることはできな
いといふことが私の持て方なんです。
大変失礼いたしました。

○委員長(梅原眞隆君) 次は安藤さん
にお願いいたします。
○参事(安藤新太郎君) 私は多年国
語漢文の教育に従事した者でありま
す。それから又文部省の国語科の学習
指導書の編纂にタッチした者でありま
すが、現在高等学校の教育全般に関係
しておりますので、高等学校の教育全
般に興味を持つもの、関心を持つもの
という立場で申し上げます。
漢文二時間を必修にするという問題
は、高等学校の教育課程全般から考へ
なければならぬと思ひます。根本的に
は高等学校の教育課程を再検討する時
期に来ておるのではないかと思ひま
す。一、二理由を申し上げますと、高等
学校の教育課程は五單位が基本になつ
ております。これは言うまでもなく五
日制を基礎にしておるのだと思ひます
が、日本は社会が五日制でない、従つ
て高等学校の五日制、従つて五單位を
堅持するといふことは非常に不便であ
ります。五日制を採用したところもだ

んだん六日制になりつつあるという現
状から、若し單位を基本に考へるなら
ば一週六時間或いは一週三時間、六單
位とか三單位を基本にするほうがよ
ど便利じゃないかと考へるのでありま
す。それから二、三の科目について
考へて見ますといふと、保健体育は必
修三單位、選択が二單位となつており
ます。それは国語と同じような関係に
ありますが、体育は保健が加つて、自
分の健康を維持し増進する、そのため
の知識などがかなり重んぜられておる
ようであります。更に柔道とか剣道と
かといふようなものが新しい意味で加
えられるようになりまして、果して三
單位で收まるかどうか、恐らく收まら
ないという主張が保健体育の立場から
成立つては来ないかと考へます。芸
能科は音楽、図画、工作、書道とあり
ますが、これはいづれも選択になつて
おります。高等普通教育で芸能を全然
やらなくても卒業できるというふうな
ことが果していいかどうか。従つて芸
能科は少くも必修選択にして、それぞ
れの興味、必要、能力に応じて音楽を
選ぶとか、書道を選ぶとかいふことが
妥當ではないかという、そういう意見
もあります。そのうちの書道は、今東
洋精神文化振興に關しては漢文に相似
した主張の立場を持つてゐるかと思ひ
ますが、書道のほうでも是非これは必修
にして欲しいといふような諸願をした
とかしないとか、責任者からそんな話
も聞いたりしております。これは要する
に高等学校の教育課程全部を再検討し
て、その上で漢文もその枠の中から考
えなければならぬかと私は思つてお
ります。

でも、これを一般にまだ思慮の熟さな
い子供に教えるといふことは非常に危
険性が伴うといふことを知らなければ
ならぬし、同時に教える漢文の先生と
いう者が、そういう新しい頭を持つ
た漢文の先生という者が幾人あるかと
いうことなんです。これを全国の学校
に割当てたならば、随分いかかわしい
先生が現れて来て、又いわゆる逆コー
スといふことをします。私は盛んにす
るというふうな虞れも多分にあるのじ
やないか。だからこの問題といふもの
はなか／＼輕々に断ずることはできな
いといふことが私の持て方なんです。
大変失礼いたしました。

でも、これを一般にまだ思慮の熟さな
い子供に教えるといふことは非常に危
険性が伴うといふことを知らなければ
ならぬし、同時に教える漢文の先生と
いう者が、そういう新しい頭を持つ
た漢文の先生という者が幾人あるかと
いうことなんです。これを全国の学校
に割当てたならば、随分いかかわしい
先生が現れて来て、又いわゆる逆コー
スといふことをします。私は盛んにす
るというふうな虞れも多分にあるのじ
やないか。だからこの問題といふもの
はなか／＼輕々に断ずることはできな
いといふことが私の持て方なんです。
大変失礼いたしました。

でも、これを一般にまだ思慮の熟さな
い子供に教えるといふことは非常に危
険性が伴うといふことを知らなければ
ならぬし、同時に教える漢文の先生と
いう者が、そういう新しい頭を持つ
た漢文の先生という者が幾人あるかと
いうことなんです。これを全国の学校
に割当てたならば、随分いかかわしい
先生が現れて来て、又いわゆる逆コー
スといふことをします。私は盛んにす
るというふうな虞れも多分にあるのじ
やないか。だからこの問題といふもの
はなか／＼輕々に断ずることはできな
いといふことが私の持て方なんです。
大変失礼いたしました。

次に国語教育という大きな立場を一応離れて考えてみますと、東洋精神文化振興に関する決議が、私はそれを拜見する機会を得たのでございますが、その四番目に漢文を必修として課している具体例というのがあります。日比谷高校とか北園高校とか、教育大学附属高校とか、たくさん例が挙げてございますが、それを見ますといふと、必修三単位を守っているところはリベラルコースではありません。国語二時間を必修にする、併せて漢文二時間を必修にする、或いはそれを分離してしまひまして、漢文一時間、国語一時間を必修にする、つまり五時間を必修にする、或いは七時間を必修にするというふうな行き方をしております。これは恐らく必修三単位では少い、どうしても五時間なり七時間なり国語教育を必要とするという、そういう見通しの下に、こういうことを実施しているのではないかと思います。つまり現在の案は三単位では少い、五単位にしなければならぬ。現状を肯定するものではありませんが、五単位くらいはどうかという必要ではないかというふうなことがこの具体例から見られるのであります。ところで国語乙は、これは古典とは限りませんが、情操は殆んど国語の古典を勉強しておるようでありまして、この具体例を冷静に見ますといふと、国語として五単位を必要とする。そして若し二時間増える、二単位増えるというならば、機械的ですけども漢文一時間、それから本来の日本の古典一時間、合せて五単位ということが妥当ではないかというふうな考えられるのであります。指導要領では漢文は日本の古典と位置づけ

られましたが、では日本本来の古典をどうするか、三時間のうちで日本本来の古典を勉強できるのかどうか。漢文が二時間要求するならば、日本本来の古典を学習するコースも二時間くらいを要求する権利があると思ひます。このことは結局国語は三単位では少い、五単位くらいは必要とするだろう、併しその内訳は漢文二時間というふうにするに思ひます。もう一つ根拠があります。国立大学協会で、大学に進学する生徒にどういふ教科目を選択したほうが好ましいかという調査があります。これは文部省でやつたのでありまして、これは文部省でもらつたんですから、權威あるものと思ひますが、それによりますといふと、国語乙と漢文との割合がはつきりわかります。ここに百分比があります。文科系では、国語乙を選択することが好ましいというのが平均しまして五二%、漢文を選択するというのが五二%、つまり文科系においては、日本の古典と漢文とを選択することが望ましいというのと同じくらいであります。これが理科系になりますといふと、国語乙は四四%、それに対して漢文は三三%であります。芸術系は国語乙が五〇%、漢文を選択して欲しいといふのが二三%、その他の諸系統の学校では、国語乙を一応古典として三三%、漢文は一九%に過ぎません。医学系統においても国語乙を三三%、漢文は七%に過ぎません。高等学校の教育は完成教育でありますから、それで一応の完成を見るのであります。半數くらいが大学に進学するならば、大学のほうのことも十分に考えなければならぬ。又それ

が高等学校の諸先生の関心の最も大なるものであります。高等学校ではつまり漢文よりも国語乙、日本の古典をより多く学習することを希望してゐるということも、この調査が語つておるのであります。国語三単位では少い、国語五単位というところがまあ常識的な見通しではないかと思ひます。その内訳は今も申しました通りでございますから、五単位のうち二単位を国語乙にするという結論はどうしても出て来ない。国語五単位にしてその内容をどうするかというところは冷静に研究する必要があるのではないかと、そういうふうな考えを述べます。

○委員長(梅原眞隆君) 次は石田さんにお願ひいたします。

○参考人(石田壯吉君) 本日漢文教育の問題につきましてお呼出しを頂いたのであります。私はこの問題につきまして全然素人でございまして、御期待に副ひ得るような意見を述べることができないかと存じ上げますが、折角のお呼出しでございますので、高等学校長として一高等学校を管理しております責任者、特に普通課程のほうは本日澤登君が参つておりますので、職業課程の高等学校長として私の意見を述べたいと思ひます。

順序といたしまして、先ず第一に漢文教育が将来の日本にプラスするかどうかという点について申し上げ、次に第二点は現在の高等学校の制度下において漢文を必修とすることの可否、それから第三に漢文教育と国語政策の問題について述べさせていただきますと思ひます。

第一の項目につきましては、結論的に申しますと、教材の選び方とか或いは教授の方法が適正でありますならばプラスになるのだという確信を持っております。その理由は、これはもうすでに一般に言われておる通りでございますので、改めて申し上げる必要はないかと思ひますが、第一に漢文は我が国言語文化の背景となつておるものであつて、我々の言語や文学の中には漢文的の要素が多く融け込んでおりますから、日本の国語や或いは文学、広く文化一般を正しく理解するためには、これを学習することが必要であると思ひます。取り分け高等学校の段階になりますと、理解力の程度も相当高くなつておりますから、是非こういうものを学習させたい、こういうふうな考えをしております。併しこのことは先ほども阿部先生から幾々お話になりました、この国語政策の問題とも関連したものでございまして、無條件に是認するものではございせんけれども、ここでは一応国語教育の一環としての漢文の重要性というものを強調いたしまして、将来の日本にプラスになるとする理由の一つといたしたいと思ひます。第二の理由といたしましては、精神文化の振興に資することが大きいといふことをよく言われておるのであります。戦後我が国の思想の混乱は、これは覆うことのできない事実として各方面から注目されておるのでございまして、この際日本民族の思想の故郷ともいへば東洋の精神文化を振興することは、刻下の急務であると思ひます。これによつて初めて東西文化を融合した新しい日本の文化を創造することができるとは思ひます。この意味で漢文教育を振興することは、

これ又日本の将来にプラスになるといふ理由の一つといたしたい。ただここで注意しなければならぬことは、この教育が或る政治的の意図に利用されて、一部ジャーナリズムが警告いたしておりますようなことにならないように十分配慮しなければならぬことは申すまでもないこととございまして、次に第二の項目であります、漢文必修可否の問題について申し上げます。現在の高等学校の教育におきましては、御承知のように卒業に必要な単位は八十五単位以上となつております。そのうち国語、体育、社会、数学、理科、この五つの教科目で三十八単位を必修しなければならぬことになつております。この三十八単位のうち国語は九単位を占めておりますから、まあ約四分の一が国語ということになるわけでありまして、それに我々農工商水産等の職業課程の高等学校になりますと、この三十八単位の上に更に職業関係の教科を三十三単位以上を必修することになるわけでありまして、そうなりますと選択に充てられるところの単位数は僅かに十七単位、或いは少し幅を広げても二十二、三単位くらいしかないのであります。従ひましてこれは困難でありまして、若し国語を、只今安藤君からのお話のように五単位とすると、或いは別に漢文科を二単位ずつ加えるというふうなことになるかと、現制度の最も特色であるところの選択制度というものの意味は殆んどなくなつてしまふといつても言い過ぎではないのじやないかと思ひます。現に去る四日に都下の商業高等学校長が集りました会がありましたので、その席

上、別にこの問題を討論しに集つたわけではありませんが、簡単に皆さんの意見を聞いたのでございしますが、漢文必修についての賛成という校長は殆んど一、二の校長だけで、残りの大部分の校長は反対であつたのであります。又選択の幅の割合に広い普通課程におきまして、必修の三十八單位の中に於いて数学と理科は五單位位でありまして、それ／＼これらは四科目に分れておりますが、そのうち一科目しか必修の中に含まれていない、こういうことになっております。そういつて参りますと、これは先ほどもこの国立大学協会のほうからの調査を一部お読みになつたのでありますが、大学側の要望その他から申しまして、どうしてもこの最小……数学、理科についてもう一科目ずつを必修をさせるといふことはどうしても必要でありますし、英語もこれもどうしても必修に準ずることになりますので、結局これ又商業課程の場合と大差ないことになるわけでございます。なお定時制課程の場合を今度考えてみますと、その対象が勤労青年でございまして、その特質から、むしろ教科目の整理統合によつて学習の機動性を發揮するといふことが必要ではないかと考へるくらいでございまして、これに漢文を必修に加えて獨立して課するといふようなことは無理じやないかと考へます。このように考へて参りますと、少くも現在の高等学校の教科課程の基本的な組織を是認する限りにおきまして、漢文科を必修とするといふことは當を得たものであるとは言へません。併し先にも述べました通り、その重要性といふものは、これを十分に認められるのでござい

から、必修国語九單位の中で以てできるだけ時間を割いて能率的な漢文教育を行うようにする必要がある、又更に選択漢文の制度というものは、今後一層これを活かして行くように努力しなければならぬのじやないかと思ひます。必修国語の中で漢文を課することについては、これはすでに文部省の学習指導要領に明記されているようでございますが、必修国語の教科書には漢文がないためとか、或いは又教員組織の問題とか、或いは国語教育そのものの問題もございまして、そういうこととてか、疎んぜられてゐる傾向が見られるのであります。従ひまして、こうした点につきましても、善処して、国語教育の一環としての漢文教育の正しい成長を助けて行くようにする必要があると存じます。

最後に漢文教育の振興と国語政策の關係について申し上げます。上述いたしましたように、我が国文化の母体であり、国語とは不可分の關係にある東洋の思想や漢語、漢文を正しい意味において学習させることは教育上極めて大切であることは申すまでもありません。従ひまして私も現在校長といたしまして常に国語科教員にこの旨をお話をいたしまして、その線に沿うように努力いたしておるのであります。併し今回の漢文教育振興の問題が、戦前行われたような難解な字句や文の構成を主張するようなことでございしますならば、現行の国語政策、取り分け先ほどお話になりました教育漢字制定の趣旨と背反するところが少くないのではな

いかと存じます。そうかといつて教育漢字なり或いは当用漢字なりの範圍を出ないようになれば、これは取材はひどく制限されて、極めて狭い範圍内といわゆる書き下し文と申しますか、或いは平易の原文にとどまる、こういうような結果に陥るのであります。漢文教育の効果を十分挙げ得ないのではないかと存じます。従ひましてこの間の調整をどうするか、こういうことが誠に大きな課題と言わなければなりません。普通課程の高等学校は暫くおきまして、我々職業課程の高等学校におきましては、卒業生の大部分が直ちに実業に就くこととなりますので、必修国語の中で漢文を課する場合におきましては、平易な無理のない文学の範圍内で、わかりやすく本當に血となり肉となるようなものによつて高い教養を養うようにしてやりたいと念願いたしておるわけでございます。

時間もございしますのでまだ申し上げたいことがございしますが、後刻質問の際に譲らして頂きますので、これを以ちまして私の陳述を終ります。

○委員長(梅原眞隆君) 次は北濱さんにお願ひいたします。

○参事(北濱清一君) 日本教職員組合の教育文化部長の北濱でございます。

私の手許に昨年の今頃自由党の一議員のかたから、自由党に対して東洋文化高揚に関する特別委員会設置の要望という文書があります。この中に盛られてある内容は社会道義の確立、道徳教育の確立、国語問題の再検討というような項目を掲げてございします。その内容を検討いたしました場合に、今回衆議院において決議として出されたものの内容と大変よく似ておるのでございします。私は今日漢文教育の振興が、日本の将来にどういふ關係を持つかといふことを先ず考へる場合に、先般衆議院の文部委員会においてこの問題が取上げられた過程において、どういふことを言われた議員がございします。青年諸君がパチンコとかジャズとか或いはダンスという面、必ずしも悪いとは思ひませんが、そういうところのみに娯楽や快楽を求めるよりは、朗々と青年諸君が漢詩を朗誦するといふような意氣軒昂たるそういう面が、私は社会教育の面からも必要であると思つております。こういうような一節があるものでございまして、こういうようなことを聞きます場合に、私は今日の日本においてそういうことを考へるという事は、どうしてもいゝゆる民主主義といふようなものの立場から立つて合理的精神、或いは批判的精神といふようなものを必ずしも一致するものではないといふような考へ方になるのでございします。従つていろいろ御意見はございまして、それ日本も、漢文教育の振興、それ自身が日本の将来にプラスするかどうかといふようなことについては、むしろ時代逆行の傾向を持つことが多いのではないか、こういうふうな考へております。徳川時代における武士の教養として漢文というようなことが取上げられておりましたけれども、それはその武士の裝飾的な教養をいうようなところにも意味があつたのではないかと、いふふに考へられる節もあるものでございします。

漢文教育を学課科目編成並びに時間割の配当の上から見ての問題については、先般来いふんなかから仰せられておりますが、秋はやはり現在の高校三年を通じての必修單位、或いは選択必修といふようなものと関連をして考へた場合には、これは相當重要な問題であると思ひます。つまり必修にするといふことになるならば、さつき安藤さんがおつしやつたように、教科課程全体の問題として考へられなければならぬ。その全体の中において漢文教育といふものが果して必要であるか、どの程度にその時間を割き得るかといふようなことから全体的に考へて行かなければならないといふふうに思つてございします。そのためには現在文部省には教育課程審議会というものがあつて、そこでいろいろ意見が聞かれるといふような段階になつてゐると考へるのです。更にこの必修にするといふようなことと関連すれば、やはり学習指導要領の問題も当然触れて来ると考へるのでございします。今日もうこの三月においては高等学校の生徒は、来年度の自分の教課科目といふものをどういふふうな選択するかといふようなことも当然考へており、校長さんがたにおいては、教員の編成といふようなことも当然考へられてゐると思つて、この段階においていゝゆる教育課程審議会というところ、そういうような政府が設けた諮問機關といふようなところの意見を聞かないで、文部大臣といふような方が若し漢文を必修科目にするといふようなことを言う、或いは文部大臣の言葉としてそういうことが流布されるという事になつて来ると、これはつまり教育界に無用の混乱を来たすものであると、こ

まして、私は漢文教育を必修にするというふうなことは必要がないのではないかと、このように考へておるのでございます。

更に漢文教育の振興が今日の国語政策というものとどういふような關係を持つたかという点については、私も義務教育の生徒に対して、子供たちに対していふ教育漢字、或いは当用漢字というふうなものを学修させておる立場から考へて、これは仮に漢文教育というふうなものが行われるといふようなことになると、それが必修として普通教育において行われるというふうになりますと、生徒の重大なる負担になるというふうに考へられるのでございます。成るほどずつと昔においては教科科目というものの範圍内容というものが極く單純であつた時代においては、読み書きというふうなことが言われたかも知れませんが、今日の教科科目というものはその範圍を極めて、非常に複雑になつておる、このときにおいてはなお子供に負担をかけるということは、教育上から考へて非常に困つた問題であるというふうにお考へておるのでございます。今日一方においては、いふゆる文字の読解力というものが非常に低下してゐるというふうなことを一般に申されておりますけれども、その低下というものは、やはり教師自身が自分で一つの評價基準というものを持つて、その基準に照して子供の学力が、基礎学力が低下してゐるというふうに言つておるのでございませうが、事實漢字の習得の力というものは戦前の時代に比して、その大差はないという結果も考へられておるのでございます。又併しながら一面においては

今日の若い先生自体の間において、当用漢字或いは教育漢字の範圍において、その授業の仕方、或いは子供に学習のさせ方がまずいというふうな点は、これはお互いに反省、批判されるべきものを含んでおると思ひますけれども、それは又別な面から考へられる、いふゆる基礎学力の低下の事態、それに対してどういふ対策をするかというふうなことは非常に範圍の広い問題であると思つておるのでございます。このことを考へました場合に、私はつまり政府の政策の中に、例えば現在ば検定の教科書といふものが行われておる。それに対して文部省の管理局の中には検定課或いは刊行課といふものがあつて、教科書の検定制度の育成強化というものをやつておる。にもかかわらず一方においては、国定の教科書を作らうとする氣運を見せ、そういうふうな予算を組むといふたような行き方、つまり一つの仕事に対して全く反対のような仕事が行われようとする。このことは重大な問題だと思つておる。つまり一方においては当用漢字或いは教育漢字というふうなことを十分徹底させようというふうなことを考へながら、又一面においてはその漢字を殖やして行くことというふうな考へ方、これは決して両立するものではなくて、むしろ現場において混乱を來たす問題であると思つておる。

更に第四番目に、国文教育と漢文教育の關係というふうなことを考へて、明治時代のいふゆる文人が、立派な文章を書いた。それは漢文の基礎学力があつたからだといふようなことを言われるかたもございませうけれども、仮に夏目漱石をとつても、或いは森鷗外をとつても、一方は英文の教養があり、一方はドイツ文学の教養というものがあつて、そこから立派な文章が生れて來た、こういうふうな考へられるのでございます。漢文の表現が非常に便利であるといふようなことを言われ、何か精神的なものを含んでおるというふうに言われるかたもございませうけれども、十分私どもは、この漢文教育というもののに対しては、慎重な考へ方をしなければならぬのではないかと、いふうに思つておる。新聞の報道するところによりますと、全国の教育委員会の指導部長會議において、この漢文教育について、学校によつては漢文は選択科目だけで学習するよう考へてゐるところもあるが、漢文は古典の一部として行われなければならない、併しこれまでの検定国語教科書には漢文の教材が少ないようだから、教師はプリントその他の方法で、別に適切な教材を作つてもらいたい、こういうふうなことを言われておると報道いたしておりますが、これは教師諸君に更に一層の負担を加えるというふうなことになるのではないかと、いふうに思つておる。本當に漢文の教材そのものが、日本の国民の育成に役立つものであるとするならば、それが日本の言葉に直されても十分意義を持つものであるといふふうな考へるのでございます。そういうふうな点から考へまして、私はこの漢文教育を日本の学校教育の中において、高等学校においては必修科目として取入れるというふうな行き方については賛成はできないのでございます。今日の日本の教育界のいろ／＼な状態について考へました場合に、読売新聞ではございません

が、いふゆる逆コースというふうなことをよく言われておる。例えば教育委員会制度の問題、或いは六三制の問題にしても、それに対して六二制にしてはどうか、ところが世間の反響に會つて六三制を維持するといふような答弁をしなければならぬといふような状態、或いは「君が代」を復活する、紀元節を復活してはどうか、或いは国民実践要領といふものを作つて、その中にいていろ／＼なことを考へようとする行き方、或いは大学の学長官選の問題、或いは形は變つておりますけれども、国家再建青年運動といふたような一連の動き、そういうものの中において、やはり漢文科の復活、倫理科の復活といふようなものを私はどうしてもその一連の中の一つとして見なければならぬといふような感じがいたすのでございます。而も国民実践要領が出て來て、それが一旦振り出しに戻つて考へるといつたその考へと、いふゆる漢文科の復活といふものが、どのような關係にあるかといふことを考へた場合に、つまり漢文科の復活は、衆議院の文部委員会における文部大臣の答弁の節々に見られるところでは、いふゆる国民実践要領の形を変えた現われであるといふふうに見ておるのでございませう。そういうふうな考へました場合に、私どもは今日の日本の現状において、私どもはここで立つと立ちどまつて考へなければならぬのではないかと、いふうに思つておるのでございます。今日日本の運命といふものが実に重大な段階になつておる。この重大な段階において、新しい日本の憲法、自由と平和の理想、この自由と平和の理想を飽くまで実現し、守り通して行くとい

うようなことを考へました場合に、本當に漢文教育の復活ということが、それとどのような關係にあるかといふことを十分考へなければならぬと思つておる。今日お隣り中国の状況をよく知ることとは、非常に大事な問題でございませうが、そのためには、漢文教育の復活というよりも、むしろ中国語の勉強といふたようなこと、お互いに善隣友好の精神に立脚した具体的なことを進めなければならぬのではないかと、いふうに考へておるのでございます。つまり現代中国の論文、小説といふたようなものが取上げられて研究されるといふような方向に行くべきではないかと思つておる。併しながら、私は大学或いは大学院において専門として、或いは世の中一般の人が自分の趣味として、教養として、漢文を學ぶといふことを何も否定するといふものではないことを附加しておきたいと思つておるのでございます。以上でございます。

○委員長(梅原眞廣君) 次は澤登さんをお願いいたします。

○参考人(澤登哲一君) 私は都立小石川高等学校の校長をやつております澤登でございます。大学で国文をやつておりますが、その實際の場面が私が生徒と接觸して得た結論を、ここに挙げられました箇條について考へて行きたいと思ひます。私自身は国文をやりましたけれども、自分の師事しました沼波武夫先生の言いつけで、私が主として研究しましたものは古事記伝でございまして、その關係で私自身は漢文に対して非常

に興味を持つており、恥かしい話であります。源氏物語を読みかけても、到頭通読するだけの頭張りが続きませんでしたけれども、むしろ漢文のものとすると、余計いろいろものを読んでおるといふような過去を持つておるのですが、先日漢文懇話会の或る人と会いまして、澤登君は今度の漢文復活についてどう思ふかと聞かれたのです。私は、自分が教師になつて見て、そうして自分が教師として喜んで仕事をやつておりますが、自分の伴に教師になれと勧める勇氣はない。それと同じように自分が漢文は好きでも、自分の生徒に漢文を強制しようとは思わぬ。という答えをしたのです。漢文の、今までの学校のあり方で考えますと、これは一番の問題は、若し漢文を今までのような取上げ方をいたしますと、漢字の字引を實際は徹底的に引かなければ、漢字の意味はなさない。ところが漢字の字引を引くということは、非常な学力を要するのです。殊に音韻だけで見当のつくものは、近頃の字引は簡単に引けますけれども、国語審議会で漢字の整理をやりましたおしまいのほうの数回に、私は関係したのであります。が、それから教育漢字を選ぶときに、私も委員の一人に列席したのですが、部首引では、あそこに集まつた大家さへもすぐに、この字がどの部首で……、部首の字と合せて考えなければならぬ。というやうな問題が起つたときに、すぐ発見できない場合が随分ありまして、音訓式の字引を探して、それから漸く発見するといふやうな場面がしばしばあつたのでございます。私自身なんかも部首引しや全然字引が引けない。二十五年間やつてまだそういう状況で

あります。で、そういう点から考えますと、漢文の授業を強制するということとは生徒の極めて過重な負担になる。くだらない虎の巻が跋扈して、生徒の研究心を猛烈に阻害する結果を生むに相違ないと思ひます。私自身は字引を引いて漢文をやらなければならぬ。というのには、これは当然英語の語学を考へてもそんなんですが、實際問題としては生徒に字引を引くことは強制できない。私はもう虎の巻を持つて来させて授業をやつたのであります。そうして虎の巻の罫りは必ず試験に出して、つかかるといふ方法を講じておつたわけでありました。(笑聲)そういう面から考えましても、将来においてはなほのこと、これはマイナスの面が多くなるのじやないかという考えであります。それから学科編成のことでもあります。普通課程の、殊に都会地の都立の学校などにおきましては、私の学校のやうな山の手のいわゆるインテリ階級の子弟といふものは、親から残す財産のない、商業関係の人が少いので、月給取りですから、せめて学校にやつて教育して、それを「おまんま」の種にしようという悲願を持つてゐるわけでありました。(笑聲)そういう子弟でありますから、漢文が試験に出さうだといふ噂が去年の春飛びますと、遂端に漢文の選択が迫られて、今度なんかそれが文部大臣の一語で電撃のごとくに生徒を震え上らせまして、選択の希望が極めて多くて、現在の国語の教師だけでは二進も三進も行かないくらい余計とつております。こういう点から考へましても、これは必修にするということとは、ただでさえ苦勞しておる受験

生を考えますと、これは猛烈な負担であります。やりたい者がやる、漢文までやつたら国語の試験を受けるのに都合がいいという、試験の中でも選択が認められておる現状のままで、必要にして且十分だと思ひます。それから新聞に書いてありました昔の石碑やなんかの漢文が読めなくなつて、過去のああいふ記念的なものの意味がわからなくなつておることでありましたが、これは読めないのが当たり前で、恥かしい話ですが、生徒なんか連れて旅行して、これは何の碑でしょうかと、こう聞かれて題がわからなかつた。まあいいほうで、何とか氏、字は何とかまでわかるのですが、もうそれから先になつておると、つかかつておるうちに首が痛くなる。あれをおしまひまで読めば脳貧血になると思ひます。わからないから何となくえらそうに、こう思われるといふやうな意識がある。いふものを書いた人にあるんじゃないのか、俺が読めないんだからお前たちはわからなくていいんだというの、いつもその結論であります。なか／＼ちよつとやそつと漢文をやつたつてそれは意味をなさぬ。で、好きな人がやればこれは上手になるので、生徒の大部分に聞けば漢文は嫌で嫌でたまらない、選択で事実とらぬ。それから漢文がいろいろ我々の過去の精神生活に影響があるといふことは、これは事実であります。確かにいふものがあることは事実なんです、国語のうちに採入れてやるとすれば、私はもう書き下しで十分だと思ふ。で、明治時代の古典が読めなくなるのは、文化財を受継がなければならぬ若人にとつて非常に今の状況では心細いと言

われますが、私、焼出されてあります。お見舞に朝日文庫を父兄から数十冊頂きました。頂いたからこれは読まなければ義理が悪いと思ひまして、露伴先生のものを讀んだのであります。が、まあ私が焼出されてから集めた字引しや引いても内容が理解できないほどむずかしいのです。現在私の娘が高等学校の二年におりますが、今の實際の状況は国語につきましても、もう文語で書いてあれば……小説でも何でももう文語であれば、これは文語だからわからないといふくらい、現在口語の世男になつておるので、ここで漢文を扱うといふことになりまして、普通教育の最後の三年間だけやれば二進も三進も行かない。仮名で書かれた古典を国語の教師が教えるにいたしました。でも、中学でやつて来た人に歴史的な仮名遣いから教えて、文法を教へて、それからでなければ日本の古典さへも読めない、これが実情であります。ここに漢文を押しつけたらば、これは国語の能力が伸びどころじやなくて混乱するだけだと考えますし、殊に定時制の課程では漢文の時間を入れるということにも非常な困難があると考えます。それからこの国語政策についての問題であります。確かに漢字は制限されるべきものだと私は考えます。我々が小学校から中学に行くときに、一生懸命書取りを練習して、それから職業に就いてやつてみて現在この程度にしかならないのですから、これが非常に無制限な漢字が採入れられる漢文を考へた場合には、これはもう字を忘れるために習うやうなもので、全く逆効果を呈すると思ひます。現実問題としてそういうふうになると思ひます。

それから私、前の十五中時代から留學生を教えました。校長室に呼びまして、六人を……、蒙古人が三人、満洲人が二人、中国人が一人、その人々を教へ、それから現在も、うちの学校に留學生が五人来ております。この間も話したのでありますが、そういう人々が日本にいふやうな漢文はこれは読めない。殊に返り点を付けたら、送り仮名を付けるやうな馬鹿みたいな試験があればこれは極めて成績不良になるのです。で、若し漢文がどうしても引つくり返つて讀まなければならぬ、そうしなければ精神がわからないのだつたらば、やめちやつたほうがいいと私は思ひます。それから現在の生徒は、大体、我々のところへ入つて来るまでの間に、中学の先生からの話を聞いても大体五、六百の漢字が使えるといふのが精一杯らしいのです。ですから答案の文字が非常にためらめである。というのには、これは各科の先生が痛感しておるわけでありまして、これの欠陥は恐らく小学校の基礎教育においてあるのだらうと思ふのです。とにかく限られた僅かな字でさえも覚えられないのですから、これ以上教へたらなほ混乱してしまふだらうと思ふのです。我々のところの教師の試験問題を見ましても、近頃はあの〇×式ですから、長い文章を理科の先生あたりが書くのですが、とき／＼氣を付けて見ます。ところが、これは文字の誤まりは実に多いので、第一番に出した問題の字が違つておるなどといふやうな滑稽なことがたびたびあるくらいで、それは大学を出た先生なんです。ですから、そういう面から考へましてもつと限られた、そして正しい日本語で使われるやさし

い文字を以て、正しい日本語を書くといふことの訓練をするほうが、よほど大事じやないかと思ひます。これは国語のほうの教師のまあ今までの教育の欠陥が現れたのじやないか。それから言葉そのものの政策から考えまして、私の考へておるところは、この漢字が入つたために日本語本来の、大和言葉の差違が停止してしまつた。それで漢字を便利に、便利にと言ふのですか、でたために使用したその結果、同音で意味の違ふ言葉がやたらに殖えてしまつて、今、日本語を聞きまゝと註釈をつけなければわからないやうなことがしばしばあるのであります。よく議論なんかして昂奮して来ますと、その点でお互いが違ふことを言つておるのに、音が一緒のために混線しちまつて、つまらないところで叩き合ひまゝで發展するといふやうなところに……、国語の正しい差違が阻害されるその一番大きい原因は漢字だ、ですから漢字を制限することによつて正しい日本語が作られて行くといふことになるうと私は思つておるのです。そうしなければ、日本の文化は正常な發展はできない。それから私自身の見通しでは中国のほうのことを聞かして、中国の御本家自身が漢字の制限といふこと、漢字の略化といふことも考へておるわけですから、それと同じやうに我々も、この象形文字を離れて音標文字になるべきものだといふふに私は考へております。まあ大抵私に感じておりますことは以上であります。

午後零時四十五分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(梅原眞蔵君) これから文部委員会を再開いたします。最初に長澤さんの御意見の御発表をお願いします。

○参考人(長澤規矩也君) 支那字の研究家といひまして、又一通り古今の支那語に通じております者の一人といふつもりでございますが、そして又一方では敗戦後に司令部の当局と直接にいろ／＼と折衝をいたしまして、先方から漢文教育を曲りなりにも普通教育の中に残す了解を得ました責任者である私が、漢文学の教師という立場に囚われませんで、日本人として日本の学校教育の効果という観点から、この問題に關連した事柄について個人的意見を述べたいと思ひます。

先ず漢文教育と言われませんが、漢文が何であるかという、漢文教育が何であるかといふことを度外視して議論が進められてゐるんじゃないかと私は思ふのでございします。漢文は元来南と北とで言葉が、話し言葉が違つておりまして漢民族の間に必然的に起りました共通の書き言葉でございまして、やがては漢字文化圏内のいわばエスペラントでございします。その漢字文化圏内の我が国がこれを取り入れてまして訓読といふ形を作りました。で、後世の我が国が書き言葉には勿論のこと、話し言葉にも大きな影響を及ぼしたものでございします。その一面、その内容が我が精神文化に影響を及ぼしたところは非常に大きいと思ふのでございします。そこで漢文教育には言語教育の面と、今日の言葉で言へば社会科の面とがございします。

が、後者の目的を達するためには、必ずしも原文で学習しなければならぬといふことは起り得ないと思ひます。一口に漢文教育とは申しますが、この二方面のどちらを取るか、又形式的に申しますと、原形のみに限るか、或いは書き下し、翻訳まで含むかどうか、実は私ども漢文教育を主張しております人々の間にも必ずしも意見の一致は見えていないのでございします。

次に、漢文といふものはどういふものであるかといふことをもうちよつと述べさせていただきます。第一に、漢文は西洋におけるギリクやラテンとは違ひまして、現代語の中に生きておるものでございします。司令部は、漢文はデッド・ランゲージだといふことを初めは申しておりました。後に私も、今の日本の言葉の中には、漢字は勿論のこと、論語や孟子の言葉も入つておる、又漢民族が使つておつた故事も入つておるといふことを述べましたらば、成る程ギリクやラテンとは違ふものだといふことを理解してくれたのでございします。第二に、漢字や漢文教育の一連でございします漢字漢語教育でございします。漢字漢語といふものは、国語に少し簡潔な表現をし得る特性を持つておるのでございします。それでございしますから、皆さんも御承知の通り、いろ／＼なスローガンや何かに盛んに漢字漢語が使われるのでございします。第三に、漢文はその形式なり内容なりが、よくも悪くも、とにかく我が過去の文化に大きな影響を及ぼしておるといふことでございします。第四番目に、さつき申しましたやうに、漢文教育は語学的性質と、語学的性質が基本的と言つてよいかわかりません。

せんが、これには異論があるかも知れませんが、一方で又内容的な面も持つておるのでございします。精神文化に寄與しておるといふやうな、そういうやうな面も持つておるといふこと、それから第五番に、国語の整理には漢字漢語の正確な知識、延いては漢文の知識が或る程度必要であるといふことが言えると思ふのでございします。

次に古い型の国語漢文の教師が持つた誤りとも言うべきものを羅列してみたいと思ひます。第一に、古い国語漢文の教師は、或いはこれは教育と言つたほうがいいかも知れませんが、作品を修身教育と余りにも深く結び付けてやつておつたのでございします。第二に、国語と漢文との間の語学的、文学的な繋がり余り考へていなかったといふことでございします。第三に、これは国語教育のみに限りませんが、英語でも同じと言へると思ひますが、とにかく古くは言語教育と離れて、文学教育を中心にした観があるといふことでございします。第四番目に、東洋思想の文学作品は原文でなければわからない、これは日本の古典についても言へますが……、そういう考へを持つておつたのじやないか。特に五番目として儒教倫理は漢文の原形でなければ十分理解がでないじやないか、そういう誤解を持つておつた。そういうやうなことがつらなる反目をいたしていらした。先だつて大町桂月の全集を何の気なしに見ておりましたら、あの大町桂月が自分は国文出身であるが、漢文が言葉の上から大切であるといふことを力説したところがあるのを面白く読んだのでございします。

次に新しい国語教育の持つ誤りとも言つていいのでありましようか、そういうものを申し上げますと、第一に国語整理と国語教育とを混同しておるのじやないか、途中の段階にある国語整理を国語教育に押付けようとしてゐると言ひましようか、それとも国語教育のほうでそれを鵜呑みにしてゐるとも申しましようか、そういう傾向があるのじやないか。第二に国語整理には純粹の漢文の学者なり教育者が参加協力をしていないという事実があると思ひます。これは先ほどのお話に漢字制限のときに或る辭書の部首を引かうとしたら、そこにゐる人が誰も引けなかつたという、どの部首を引いていいかわからなかつたというお話がございしましたが、その一事から見ましても専門家が入つていなかったといふことがわかると思ひます。私は決して専門家がでございしません、大抵の字は字引きで引けるつもりでございします。又画数なども或る程度頭で、例えば顧みるといふ字ならば戸という字は四画、佳が八画、頁が九画、それに加えて何画だといふやうな計算を秋は専門ではございせんがやつておりますので、漢文に關係してゐるやうな人ならば大抵そんなことはできるわけなんでありま。誰もできなかったといふことは一向そういう協力をお求めにならなかつたといふことを証明してゐると思ひます。第三番目に古典を持たないアメリカの国語教育を、そのまゝ古典を持つておる我が国の国語教育に、而も現代語の中にその国語が生きている我が国の国語教育に鵜呑みにしてゐるのじやないか、私はそう思ひます。第四番目に、過去の言語教育が文

第七部 文部委員会會議録第十四号 昭和二十七年三月七日【參議院】

学教育に偏しておつて、その反動として近頃の国語教育は余りにも言語技術に偏して、古典を無視しておると言えると思ふ。成るほどさつきもおつしやつたように、地方の現場においては選択で、国語に古典を使つておりましたが、これは教科書がないから使つておるに過ぎないのでございまして、指導するほうの側では現代語でなければ国語教育はできないというふうな、必修国語は全部現代語というふうな誤まつた指導をしておる人もあるのございします。こういったようなことが今日の我が国の現状において、漢字、漢語に対する知識が非常に薄く、一方漢字制限を主張しておりながら、如何にも多くの新しい漢字と漢字を結びつけた言葉が出ております。私は中央線に乗らうと思つて、この電車は急行ですかと聞きますと、職員は緩行車ですと言います。なぜ普通とか、急行でないとかいうことを言わないのか、教育の言葉にもそういうことが非常にたくさんございします。單元とか挙げれば幾らでもございしますが、一方では漢字制限を主張しておるが、そういう言葉をお使いになるというところは、一方漢字漢語の持つ特性、簡潔性を知らず知らず利用していらつしやることにしか私どもには考えられない。第五番目に、今の制度で行きますと、国語教師は漢文を学ばなくても国語教師になり得るという変な資格を作り上げた。どなたがお作りになったのか詳しいことは存じませんが、そういったようなことができたために、国語教師が、かなり多くの国語の教師に漢文の知識が乏しい。そのために漢字、漢語の指導が十分でないということが言

えると思ふのございします。そういつたようなことからいへば、問題を引き出して見ますと、私は一応こういつた結論が出るのではないかとと思ふ。第一に、漢文は元支那の書き言葉でありました。我が国での位置は日本の古典の一種であります。先ほど蒙古人が読めないというお話もございしました。これは私、第一高等学校で中華民国の留学生を教えておりますが、實際漢文の点は悪いのです。併しこれは悪いのが当然なもので、あの当時高等学校で教えておる漢文というものは日本語として漢文を教えておるのではない。そういう違いがあると思ひます。我が国の古典の一種である漢文というものの学習は、現代語を使いこなすという点から申しまして、高等学校で必要な現代語を十分使いこなすには、広い意味の漢文、漢字、漢語の知識は大切である。こういう意味で高等学校で必要だ。それでですから、すでに高等学校の課程におきましては、漢文は必修になつておるのでございします。改めて漢文を必修とするとかしないとかいう問題がここに出たのではないのございします。必修の国語の中に漢文が入つておる。ただどの程度入つておるか、時間的に、或いは資料の点からどの程度入つておるか、それだけの問題が規定されてないだけでございします。第二に東洋の文化とか、東洋の精神というものは原文によつてのみ伝えることができるという考えには、私は必ずしも賛成できないのございします。むしろ現代語でわかりやすく書いたほうが本當に東洋の精神がわかるのじやないかと思ふのございします。

す。一方から考えまして、現代の北京語を学習することによつて現代の中華民国を正しく認識し得るかという、私の北京語に関する知識、それから支那学に関する知識から申しまして全然賛成することはできないのであります。これもやはり日本語でやれば一番よくわかると思ひます。第三に普通教育における漢文学習は、個人の考えでは必ずしも原文にこだわる必要はないと思ふのであります。生徒の負担が重ければ書き下しめいだらうと思ひます。現代語訳もいいだらうと思ひます。支那思想などの十分な紹介は却つて現代語でやさしく説かれて、初めて効果を奏するだらうと思ひます。そうして、そういった現代語で隣国の文化なり思想を子供に知らせるという点では、高等学校にとどまらず、中学校まで下つて、その教育をして差支えないのだ。これは隣国に対する考え方を正しくする一つの方法だと思ふのございします。第四番目に、このように広い意味の漢文は高等学校でどのくらい要るか、私は二時間ぐらいは是非必要だと思ひますが、ただここで比率の問題は考えなければいけないと思ひます。純粹の国語三時間に対して二時間という比率が妥当であるということは、私は断定しかねるのございします。私は、むしろ問題は漢文教育の問題なるものではないと思ふのであります。古典を持つ我々の国の国語学習が、たつた三時間とか五時間で十分な効果を奏し得るかどうか、それを一つ皆さんに十分お考えを願いたいと思ふのであります。私は、現代語しか持たないアメリカと違ふ、そのアメリカの使節團の或る一人の人が、個人的に、我が国語

教育の現場のかたに、お前の国は国語教育は三時間で足りるのかという質問をされたというのを聞いております。で、国語教育の時間をもつと殖やすということが先決問題であると思ふのございします。第五番目に、併し一方、諸願などによりまして、各学科が順々に一科目のみの増加を主張して、それを御採擇下さいまして、普通教育の一週間の時間は何時間あつても足りなくなるのじやないかという心配が起つて参ります。余ほど小刻みに時間割でもきめなければ皆さんの希望を容れることができなくなるのじやないかというところが考えられるのございします。お手紙では、最後にこういつたような点について意見をいうこととございしましたから、その点について附加えて私申上げておきますが、漢文教育の振興が日本の将来にプラスするものかどうか、これは先ほど石田さんの後発言にもございしましたが、私はやり方によつてプラスにもなり、マイナスにもなると思ひます。併しマイナスになる面があるからと言つて、やらなくていいというところは考えられないと思ひます。積極的にプラスになるようにやつて行くべきものだと思ひます。次に、今日の学課編成並びに時間割の配当から申しまして、必修国語の中で学ぶというこの線は、私は先ず妥当なんじやないかと思ふのございします。が、今の制度を前提におきまして議論を進めて行くとしたら、結局はつきりした線は出ないのじやないかと考えるのございします。

第三番目に、漢文教育の振興が今日の国語政策に対して如何なる関係又は影響を持つかという点、これは申すまでもなくお互いが協力をすれば十二分の効果が挙ると思ふのございします。ところが、現状ではお互いが協力してないと思ふのです。少くとも一方的に、国語審議会は漢文側の協力を求めていらつしやらないということが断言できると思ひます。先刻のあの漢字の引き方というふうな問題もその一例でございしますが、本當に漢文の代表者と云われてゐるような者が私には入つてゐると思へない。言え換へれば、説文学者とか、或いは辭書などを十分に使いこなせる人というふうな者が協力してゐないのじやないか。国語の整理には漢文の知識が必要だ、漢文の知識がないから教育上の言葉にわけのわからない訳語が飛び出して来るのであります。日本の国語を生み出したのは確かに漢語であるという議論が成り立ちます。が一方で、日本の言葉の中に、現代の言葉の中に多くの漢語を入れ込んだその人は明治初年の哲学者であると思ひます。むしろかしくしたほうが何か哲学らしくなるという考えでしたかどうか知りませんが、盛んにむずかしい言葉を哲学用語にお入れになつております。併しあの当時のかたは、漢字漢語の知識は勿論、漢文の知識も十分持つていらつしやつたから、めちやくちやな使い方をいらつしやらないのです。が、この頃のかたは御自分が知識を持つていらつしやらない、勉強をなさらないで、そして簡潔性に魅惑されて、やたらに新しい漢語的な言葉をお作りになつておるのじやないか。私どもが書いております、これは専門の論文ではありません、一般に書いております言葉のほうむしろ易し

いのではないかと、うぬぼれていることがございすくらいであります。

第四番目に、国文教育と、漢文との関係、これについては、普通教育における漢文は我が古典の一部としての漢文を学ぶべきものと私は考えます。それは我が国の国語教育に資することは……古典の文学には役立つことは勿論のこと、現代の我が国の言葉の正しい使い方にも非常な効果を与えるものだろうと思っておりますので、言葉の中にお聞き取り難いこともございましたかも知れませんが、そういう点はどうか後ほど御遠慮なくお直し頂きますなり、或いはおわかりにならない点は御質問なりして頂くことにいたしまして、これ以上私述べますことは皆様に御迷惑と思ひますから、この辺で御免をこうむりたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) 次は西尾さんにお願ひいたします。

○参考人(西尾實君) 私は国文学を専攻いたしましたものであります。そして国語教育に長らく従事いたしました。そういう立場からこのお尋ねの問題を考へてみたいと思ひます。と申しますのは今、長澤さんの言われたように、そういう自分の立場に引きつけて考へるといつつものではあります。そういう立場で国民の一人として、この問題をどう考へたらよいかというふうに考へようという、そういうつもりで考へますが、お聞き下さる場合に、私の本来がどういう立場と経験を持つておるかということをお含みの上に御批判頂きたいと思つて申添えたわけでございす。この問題を新聞で見つておられ

ても、又今日の御発言を伺ひしても、漢文復活とか、或いは漢文必修という言葉でよく言われておりますけれども、漢文復活というならば漢文が廃止されていくというのを前提にしなければ意味をなさないと思ひます。ところが御承知の通り、制度の上からも、實際でも漢文は廃止されてはいない。従つて漢文復活ということは何かジャナリズムの上での景気のいい言葉かも知れないが、実際に触れた問題としては厳密ではない、こういうことを我々は先ず考へて、この問題を考へる必要があると思ひます。又漢文必修といふことも今ここで長澤さんが言われた通り、只今国語の中の古典の一部分として必修になつておるわけでありまして、時間は少いにしても必修という意味を持つておるということは確認されておるわけでありす。従つて今度改めて必修にするというならば、それは違つた意味で必修に考へるか、或いはその意味で必修になつていくことを御存じなつておつしやるか、この辺が私にはよく呑み込めないものであります。で、この問題を考へるには、そこを十分に呑み込んで考へなければ、當を得た判断はできないのではないかと。若し現在の必修のあり方が不適切であつて、別に必修といふものを考へるとすれば、恐らく国語の古典の中にある漢文では物足りない、国語と並んで漢文といふものの一つの教課として必修料としての独立が必要だと、こういう主張はあり得るのであります。併し今日の御発言を伺つてみると、そういう主張をなさつておるのかたは一人もない。この間文部省でこの問題について国語関係者、漢文関係者が集まつて、

そこでいろいろ意見の交換をいたしました。が、その席でも漢文の先生がたが、国語の中の古典の一部分としての漢文、つまり我々の古典としての漢文ではなく、一つの中国の文化としての漢文として独立教課を構成すべきだといふ主張をなさつたかたは一人もなかつた。そこで私は漢文必修といふことは、そうなると現在行われている必修といふことに對して、新らしく必修といふことを言うことはどういふ意味であるかといふことが私には了解できなくなる。問題は恐らくこの漢文が必修といふことにはなつておりますが、誠に時間が乏しく不十分だといふところにあるのではないと思ひます。そういうふうにする、この問題は極めて地味な、そして又極めて実質的な、或いは又制度として言へば極めて技術的な問題であるとして考へるのが適當ではないだろうか。このような私は考へに立つて、以下私の所見を申し上げたいと思ひます。

先ず第一に、漢文が今日のような制度上の位置と意義になつておるという経過を、私はその当時の関係者の一人といたしまして一言申し上げたいと思ひます。文部省で昭和十二年に教授要目の改正をいたしました際は、国語漢文といふ科目であります。そうしてはつきりと国語をどれだけ、漢文をどれだけ、こういうふうな規定されておりました。ところが昭和十七年から八年に亘つて教授要目改正が行われました。このときの委員会、私の記憶では漢文のかたゝんとしては塩谷さん、それから宇野さん、それから諸橋さんなどが委員でおられました。このときに国語漢文といふ科目の名前を国語と改め、

漢文といふ名前がなくなつたというところは、その国語の中に漢文は含まれるものと、こういう解釈になつたわけでありす。で、なぜそういうふうな考へたかと申しますと、漢文といふものは飽くまで我々の古典であるといふ意味、そのときのどなたかのお話として私の記憶にありすのは、若し中国文化としてこれを研究し、教育するならば、そういう一つの独立の教課としてやるならば、今までのあの訓読式の漢文では適當でないといふ御意見が出たのであります。つまり中国と我々の生活的な交渉をもつと適切にし、又中国の文化を本当に我々が研究するといふには、むしろ中国語をやつて、支那学として今世界的にやられておるような、あるいはつまり中国語をやつて、支那学によつて研究すべきだ、ところが漢文は勿論それと深い関係がありすけれども、我々の伝統として、我々の古典として我々は學んで來たし、研究して來たのであります。それだからそれはむしろ国語の中でやるのがいいという御意見でありました。そのときに私、思ひ出しますのは漢学者の内藤湖南博士が、日本が漢文をああいう形でやつていなかつたならば、もつと日本が支那学といふものは遙かに進んでいただろうと言われたといふことを、どなたであつたか忘れしたけれども言われたかたがあつて、私は非常に驚き且つ感銘を深くしたわけでありす。そういうような話合ひから飽くまで漢文は教課科目とすれば国語の中の古典として、そこに我々は古典としての国文、古典としての漢文、こういうふうに国語の中で並べて案を立てたわけでありす。ところが昭和二十三年、今長澤さんからお話がありましたように、この間何え八月三十日だそうでありすが、終戦後司令部から漢文教育廃止の要求があつたのだそうです。当時私はそれは知りませんでした。その後長澤さんの今のお話を聞いてみると、それであつたそうでありすが、とにかくそのときに二十人ほどの漢文学者と国文学者が集りまして、こちらにおいでの方竹田さんと、加藤さんもお見えでありました。そこで国文側の者と殆んど同数の者が集りまして、この問題を討議いたしました。そこで私は漢文必修といふことがそのときに問題になりましたが、私は今の国語は国語の中に現代文とそれから古典が含まれてゐる。この古典の中には国文古典と漢文古典が含まれてゐるといふ、こういう建前の国語であると私は考へてゐる。で、この建前で考へれば当然古典の一部分に漢文があるべきである。併しその意味で漢文必修を考へるべきであらうか、それとも又国語から独立した漢文といふものを考へるべきであらうかという御相談をいたしました。が、結論はその国語の中の古典の一つとしての漢文といふことで、皆さんが御同意になつて、そうしてそれから後のこと、今伺つてみるとそれが司令部へ説明せられて、司令部でも了解されたといふことであります。このよう経過を持つてゐる現在の国語であります。小学校、中学校は又別な中味を持つておりますけれども、高等学校としてはそういう関係から、そこで必修三時間、只今の制度で申しますと必修三時間の中にも、漢文といふものの存在といふものはちゃんと認められてゐるが、そのほかにこれは足りないとい

○委員長(梅原眞隆君) 次に福島さん
にお願ひいたします。

○参考人(福島正義君) 私は戸山高等
学校の福島であります。浅学な身にか
かわらず本日ここに意見を述べた機会
を與えられたことは身の光榮とするこ
ころであります。

願ひますと、昭和二十年八月十五日
我が国未曾有の事件である終戦以來、
漢文は文部当局の暴挙とも言います
か、漢文は廃止ということにまで直面
しまして、遂に私も教員の微々たる
信念はあつても、微々たる力では駄目
であるから、遂に憲法の第十六條、国
会法第九章に基いて、参議院議員にそ
の頃田中耕太郎先生初めは数名の突
に了解ある、理解あるかたが、たく
さんおられたので、参議院に請願して
はどうかという多くの要望がありまし
たので、参議院に請願をさせて頂きま
した。ところが幸いにして三月一日受
付が完了しまして、五月に文部委員会
で満場一致これが可決されました。そ
のときの矢野西雄紹介議員が大きな
喜びを以て電報をくれたのでありま
す。更に七月一日遂に参議院の本会議
で請願が採択されたことは事実であり
まして、それは国会の図書館の中にあ
ります公文書綴りの中に調査室長が保
管してありますから、それを御覧にな
れば明瞭であります。かくして参議院
の理解ある議員のかたが、によつて亡
び行かんとする我が漢文の維持された
ことは、誠に感謝に堪えないのであり
まして、当時の請願者代表である私と
しましては厚く感謝を捧ぐるものであ
ります。本日ここに更に念を押すため
か知りませんが、参考人として意見を

求めると、こういう有難いお志であり
ますが、実はこの請願の代表の中に
は、この方面の世界的に聞えた東大の
某教授もおられますが、然るにそのか
たが今日の参考人でないことは残念で
あり、又請願者の一人で国語、漢文の
関連性においては恐らく日本で最高の
かたである私が考えている山岸教授
もここに出席願ひたいと思つておつた
が、これも駄目でありまして、その他
言語学方面と漢文の権威である松井教
授、宗教教授、漢文方面で吉井教授とい
うような先生が皆推薦はしてありまし
たが、私のような浅学な者が一人選ば
れたために非常に責任を感じます。見
るところによると、漢文のほうは一、
二人を除くほかないようでありまし
て、私は学問は浅いから申しません
が、私の申上げられることは、奥地に
漢文授業を担当してあり、而も日夜精
魂を打込んで確乎たる信念を持つて、
高等学校の教育に携わつていて、そこ
の一人として、信念を以て私は披瀝し
たいと思つております。

即ち結論を申上げますならば、漢文
教育の必要性、絶対に必要であるとい
う不可欠の信念を、欠くべからざる信
念を私は持つてゐるわけでありまして、
然らばどんな工合で過去においてあつ
たかということは、御承知のごとく高
等学校における漢文の学習は、選択の
ほかに必修国語の中において行つよう
になつておりますが、只今西尾国語研
究所長の御意見の通りであります。た
だ併しここに至るまでは五カ年間苦
闘して、もう教師の力ではいかん、文
化団体の力でもいかん。国語審議会に
訴えてもローマ字や仮名文字ばかりや
つてゐるところに持つて行つても絶対

に受付けない。かかるゆゑを以て
苦闘しましたが、教回国会に請願しま
して、採択はあつても明示されなかつ
たが、一昨年八月三十日、今の西尾国
語研究所長を中心として、国語漢
文界の懇談及び進駐軍の了解、こうい
うもので漸く漢文は日本の古典で
ある、日本の国語は古典を含む、故に
漢文は必修で修めることができる。簡
單に申しますと、三段論法で示して、
国語の中に漢文を加えることができる
こととなりまして、先頃できました国
語指導要領の中に、高等学校における
国語というところの中にはつきりと出
てゐるのであります。

漢文の文章は元は漢民族の書き言
葉であつたが、訓読された漢文の文
章は我が古典の中に入る。故に漢文は
国語科の中において学ばなければなら
ない。これが文部省の指導要領の第一
條による漢文学習の範圍であります。
その意味におきまして先ほど誰か言つ
ておりましたプリントでもやれとい
うのはおかしいと思ふ。文部省の主義
に則つた国語指導要領が徹底していな
いから、全国の指導主事会議において
普及徹底せしめることは文部省として
は当然のことではなければならぬので
ありますから、先ほど誰かが言われた
のは誤まりであるということを持ちよ
つと附け加えておきます。かくして必修
国語の中における漢文については時間
数も明示されてゐない。實際には必修
として実施されてゐない。何故かとい
うと實際多方面における必修国語の三
時間のうちにおいて漢文の実習を行うこ
との不可能であるというところは誰でも
肯定するところと存じます。かくのご
とく実習ができないような状態におい

てこれを学習せよというところが、
すでに名前だけ必修というのを與え
ておきながら実を奪つてゐるのであり
ます。この点が甚だ遺憾の点であつて、
西尾さんと同じでありまして、もうす
でに必修の中に入つてゐるのでありま
す。然るにジャーナリストの「さくら」
が知れませんが、新たに復活するかの
ごとき言葉が出されておりました。私
ども六カ年間この中に没頭していたよ
うな者はおかしくてしょうがない。忿
懣さへ感ずる。今までなかつたのじや
ない、あつたのだ。復興したのではな
い、あつたのだ。それを三時間では足
らないから五時間に殖やして頂きた
い、こういうことが……。その中にお
いて漢文の学習ができるように時間数
を明示してもらいたい、そういうこと
が請願の目的であつて、なかつたもの
を復活するのだと、紀元節の復活と結
付けるというのはいつてのほかであり
まして、紀元節のことが起る五年も六年
も前からこれはやつたのです。だから
御了解行くと申します。

余り脱線すると趣旨を失いますか
ら、この辺で本論へ戻りますが、甚だ
脱線するものでありますから……。然
らば若しこれを現在のごとく必修の名
ばかりで、その学習が行われぬような
ことを続けられるならば、永遠不滅の
価値を有するところの東洋の古典、特
に日本の過去の文化を、小学校から大
学に至るまでの学校の教育で、どの過
程において一体授けることができるの
か、私は甚だこれは残念だと思ふが、
これはどこにもない。特に高等学校に
おいては、精神養達の過程においても
将来の日本の新文化建設の中心となる
人物の育成、こういう立派な大事な位

置を占める高等学校である。年齢の上
から言えば少年期から青年期に移る時
期、人間というものの対するいろ／＼
の問題を真剣に考えるときでありま
す。陶冶力最も旺盛な精神のときであ
ります。高等学校に真剣なものを與え
ることが最も肝要なことでありまし
て、なかつた国語や漢文はその大き
なものを負担しておると思ひます。か
るが故に、漢文をなくしてしまつてど
ういう弊害が起されたかという簡單な
例を述べますと、東洋及び我が国の
古典や文化に盲目になりつつある、こ
ういふ危険がある。国語の全面的理解
の欠如、一例を挙げますならば、あの
「三五夜中新月色千里外故人心」と
いうあの深い詩味がわからずしては源
氏物語の中の「二千里外の心地こそす
れ」の文句の意味もわからないのであ
ります。こういう不可欠のものを知ら
ない、これ以上例を言うのはやめま
す。が、読解力、表現力の低下、これは就
職試験においても誤字がおびただし
く、文章又体をなさず、試験委員をし
て啞然たらしめてゐる。履歴書も書け
ない、手紙も満足に書けない者が就職
戦線に殺到してゐることは御承知の通
りであります。或いは他の教科学習上
の困難の増大、これは都立園芸の例を
申上げますと、植物の名前も読めない
、肥料の名前も読めない、そうして
ただ国語の程度を上げよ、上げよ、と
言われる、国語の教師は何をやつてい
る、植物の名前も読めないではない
か。こういう非難の聲は、このところ
漢文の教師の中に押込まれてゐる状
態であります。かるが故に、三時間の
中で強制的に一つをやる、自然の要求
として一時間は漢文をやつてもらいた

い、こう都立園芸、各実業学校において、こういうことを言っておる。その他電気、機械、化学、工業、皆この言葉なくしてはできないのであります。それがないために学習上、他の学科の学習上に重大なる困難を来しておる、こういうことが言えるのは事実であります。東洋史学の大家である有馬氏が請願者の中におる、漢文の理解なくしては東洋史の勉強はゼロである。かかる信念を持つて請願者一万三千人の中の一人に加わられたのはそのゆえんであると考えます。漢文は人間形成の基礎的要素として、古人或いは先人先哲が身を以て綴つた偉い人生体験の記録として、漢文はこの上もないことなき指針である。これを強制するのではなく、自然の自覚の下に先哲はこう考へた、かくのごとき資料が何ものものない、基礎的要素という言葉が一番よく当てはまるわけでありますが、それを失つておる青年にとつて、大学進学に大なる支障を来しておる。進学した場合には、漢文を全くやらぬ者が入つて来ておるために、哲学も、倫理も、宗教も、経済、法律、一切このような学問においては殆んどどの学生は大なる困難に直面しておるのであります。而も文科系統ではなお更であるが、理科系統にも影響を及ぼしておる。確実な例を申し上げますと、学校の名もはつきり申上げますが、早稲田の工科方面においても必修学科として入学後二カ年は必ず修めなければならぬというところが教授会満場一致で本年の二月に通過したことは事実であります。これは何を物語るかは私は説明を省きます。かくのごとき大なる価値を持つておる漢文をゼロにすることは甚だ不

可解至極のことである。次に選択漢文について申上げます。過去における当局の漢文輕視、漢文を侮るところの施策に嗣いされて学校によつては全然設けてない所がありまゝです。生徒の漢文の学習が甚だ阻害されておる。そのために選択を選ぶものは極めて少数なものだから、東洋古典乃至は日本の古典に全く触れる機会がなくなつて卒業してしまふ者が多いのであります。これは如何に当局が漢文を輕視されたかという例で、その例を挙げようと思へばたくさんありますが、そのうち一つ二つ重大なものを簡単に申上げます。図画、工作、音楽、体操、漢文を合わせて二十単位を超えるを得ずというものは、他の重要な学科がよろそかになる、漢文、図画は輕んじてよい学科であるということが文部省の通牒によつて数年前出されたことは事実で、ここに証據物件があるのであります。かくのごとき文部省の通牒が金科玉條として地方では受取られる。輕んじてよい、他の重要な学科がおろそかになる。如何に修めようとしても二十単位をはみ出ることではない。入学しても学校の教務主任がお前たちは芸術科を捨てなくちやならん、こうして合計二十単位だけであると言ふ。こういう通牒が出たことは否定できない。それから入学試験を見るならば、漢文は含まず、いつの間に出たか知りませんが、漢文を含まず、選択科目であるから、併し英語は隨意選択である、絶対に修めないでも卒業できる制度でありながら、入学試験においては官公私立を問わず全学校が必修としてやつておりますから、名目は選択の名

前を借りておりますが、十五単位以上を修めておるのは、全国統計の九五％であります。かくのごとき有様であります。一体何がために漢文に限り入学試験に出すことができないか、数学は何か、数学は法規においてたつた一科目あれば卒業できる。あとは隨意選択、ところが入学試験では二科目を要求しておるから、全生徒は数学々々でやらなければならん。理科も生物だけならば生物だけを修めればよいが、あとは選択であるのに、入学試験においては二科目は出されておる故に、生徒は理科だ理科だと言つておる。本家の国語はどうであるか、魂を築き、国民の中核をなして行くべき本家であると言つても差支ない。それが輕んじられて三時間。私はマック・マラン氏にも会いましたが、彼は私の尊敬する一人の学者でありますが、その人たちは実に驚いてゐるのであります。よく私は訪問しまして、イギリスのあのギリシャ、ラテンの香り高き品格の高い本家のスポーツマンのような堂々たる教授に接して、私は漢文の全国大会にも講演をお願い申し上げまして教育大学の講堂において堂々たる演説をしてもらつておる。その方が古典を尊重せよと言つておる。外国人がかくのごときことを言つておるのであります。あとは御質問に應じて答えますが、かくのごとき状態であります。

次に漢文學習の内容について申上げますが、現行の漢文教科書は、その教材の内容においても、内容は今衆議院の文部委員室に山と積んでありますから御覽になればわかるが、どこに封建制度の文字があるか、どこに自由を束縛する文句があるか、學習方法について、戦前におけるがごときものとは趣きを全く一新しております。我が国古来の文化の現状を明らかにするため、その國語の理解を助け、人間育成の上において役立つものとして要望しておるのである。漢文の教育が時代逆行であり、時代と相容れざるものであるという考え方は、認識不足も甚だし、現行の漢文教育の内容を知らなものの短言であると言つても差支ない。或いはそうであれば曲學阿世の徒によつて歪められたままのもの、利用された或いは何とか軍閥によつて逆用された副だけを強調するものと信ずるのであります。漢文教育のめざすところは、決して世上に誤解されておるようなものではない。片一方に偏したものでなく、又復古でもない。新時代に処するあの正しい教育に立つておるということを確認して頂きたいのであります。

又漢文の學習の方法につきましても、新しい學習方法を考慮し、成るべく平易に、成るべく興味深く、學習のできる方法をとつておる。その困難、負担という点は世上に噂されておるようなものではなくあります。他の学科も同様と存じます。要は指導の仕方一つであります。教育者の信念に基づく立派な指導法如何によつて生れるのであります。むしろ學習意欲に燃え、新しい知識を求めようとする段階にある青年たちは、却つて興味こそあれ、決してこれを厭うものではあります。これを具体的に例をとりましますならば、教育大学の附屬中學、附屬高校に例をとつてもわかりませんが、大木、尾関氏あたりが熱心に指導法の研究をして、如何に興味ある學習をやるか、実力をつけるかという研究をしておる。その研究の現れがあります。ここに於いては省きます。嬉々として生徒は喜んでこれをやつておる姿が躍如としております。本件はたくさんあります。又江北、北園の高等学校におきましても如何に面白くやつておるか、私はこの間ラジオを聞きまして、女子の生徒もやりたいというような要求があることを聞きました。又全国大会において私は身を以て漢文を如何に面白く學習されておるかというところを現実に見て頂きたいために司馬遷の講義をさせたりしました。更に血となり肉となるように生徒に創作をやらせまして、非常にまあおこがましい話ですが、各方面から絶賛の手紙を頂きました。こんな漢文教育でも人間陶冶として文學の鑑賞において、人間の形成における深い東洋的な司馬遷のような何千年か一人しか出ないであろうところの立派な考えを持つた内にひそむものをおのずから生徒の度に応じてできるのだと、こうした大きなことも私は発表することがあります。或いは選択が少いからと言つて、ないからと言つて漢文の學習が喜ばれてないというようなことは断定できないのであります。その例を更に教育大学の附屬高校にとりましますならば、全く一年生でやつておらないときに二年に上るときに選択を選ばせたら三十名しかありません。然るに一年生で必修としてやらし、二年に上るときに選択を自由にしたら三倍半になつておる事実もあります。かくのごときして課さないでやつてわかないで厭がつておる、厭だと言つておるのはこれは絶対によろしくないことであります。その

他ほかの学校に例をとりますと、選択が実に多過ぎて、一年は校長の裁量によりまして云々というあの條項を用いまして、五時間必修にして漢文を必修の中にやらせらるゝつておりますが、二年に上るときに選択者が多過ぎて四百名中三百八十五名という選択者でどうにも困るだけのものではあります。昨年は抽籤によつて半減しましたから、非常に父兄のお叱りを受けました。ここにも私の父兄が一人おられますからそれは事実であります。このようなもので決して厭がつてはいない、先ず與へてみる必要があります。正しい指導によつて指導するならば必ずや生徒の学習意欲を起し、その効果を挙げることは絶対的であります。漢文の学習とは必ずかし漢字、漢語があるから新しい国語教育と相反するといふのが反対側の御意見のように承わります。又本日伺つたのであります。が、読みがなを多くふり、或いは解釈を項中に加へたりして煩わしさを避けるようにし、又読む言葉と話す言葉とは別個のものであります。漢文を学習したからと言つて必ずかし漢字、漢語を使用するという結果に必ずなるとは言えないのであります。却つて語彙を豊富にするものであります。このことは国語の古典についても言えるのであります。古代の言葉を学習したからと言つて、日常の言葉に古代の言葉は使用されないと同様であります。徒然草を習つたからと言つて、明日から何々そあんぬれと言ふ生徒がどこにありましようか。こうしたことは従つて漢文の言葉や古代の言葉は古語であり、死んだ言葉もありましようが、漢語はむしろ現代日常の言葉として生

きておるのであります。これは私もヘルパン氏に会見しましたところ、ギリシャの古典は死語であるが、日本の漢文は生きておる。二千何百年前の孔子の言葉はそのまま今日に使へるのであります。これは日常用いる言葉や新聞の記事を御覧になりましたならば、その漢語の今日の生命というものは明らかにかつておると思ひます。現代国語を攪乱するといふようなことは心配はないといふ確たる論拠はたゞさんあります。時間がありませんからそれは省きます。言うまでもなく漢文は我が国の古典の一つとして学習するのでありますから、若し漢文教育を否定するならば、我が国の古典、即ち国語古典を否定する結果になるのであります。

最後に申上げたことは、漢文を必修として漢文のそのやる時間でありますが、指導要領に述べられた、誠に結構な指導要領ができております。安藤新太郎氏や長澤規矩也氏らの苦勞であると思ひます。非常に立派なもので、これでこそ日本の国語の本当の生命が躍如としてここに盛られておることがわかりますが、然るにこれを徹底的にやるためには、現在の時間三時間合計してある中でおぼろげにやつたのでは駄目です。少くとも一週間に二時間程度の時間は絶対に必要と信じます。従つて必修国語五時間とし、そのうち漢文を二時間にしようといふようなことは、諸願の要求があるのはこのためであります。必修国語を五時間とする理由は、必修国語の内容から見て、必修三時間を削つて漢文の授業に当てることが困難な実情にあり、他面新しい学科として学習する漢文は、少くとも一週二時間の授業がなくては其の効果を挙げ得ないからであります。必修国語は、必修漢文を除いて三時間で妥当であるか否かは、勿論国語側の御意見があるところであると存じます。が、とにかく漢文としては以上のごとく一週二時間を要望しておるのであります。この要望については、他の教科課程から見ても実施できるか否かというところが最も重大な問題と思ひます。で、本日にこの数カ月の間は心血を絞つて高等学校の教員、我々同志が集りましたり、或いは又教育機関の学校として養成機関の最高学府といつてもいい教育大学の附属高等学校、大学教授の合同委員会を催して徹徹徹徹研究をいたしました結果、絶対に他の学科には影響はないといふ結論に達しております。その統計や数字的な論拠はここに明らからであります。簡単にその一、二を挙げますと、影響なしという論点を申しますならば、石田校長が言われたところと若干重複しますが、必修は二十三、選択必修合せて三十八、内訳を申しませんが、総単位数は八十五、その差額は四十七、これが残余の自由選択の単位数であります。これを私どもが考えておる五時間に殖やしたらどうなるかといふと、必修の総計は四十四、残余が四十一であります。その内容は四十一に含まれるものが、国語二乃至三、数学五、理科五の最大限をとつたと仮定しまして、芸術の二から六をとつたと仮定しました。従つて家庭科なども十分余裕があるといふのであります。初期の課程の六十八單位のこの中で十七といふのが目

由選択の下にありますが、この八十五は最低の線でありまして、指導要領の一般篇を見ますと、実は單位は最低三十時間、できれば三十三時間が望ましい。従つて総計の單位は九十乃至九十九單位となるというのが望ましいといふことが書いてあります。今の計算は八十五單位で計算して余裕があり、恐らく国語を五時間に殖やし得ることができるとあります。而もこの要求は一部の要求だけではなくて、日夏耿之介氏を始め文士のかたも並びに各方面のかたも、の意見であり、絶対必要なことであり、今のままでは駄目であるといふ要求であり、うす高き書面に久米正雄氏ら文士を始め大学の総長級は殆んど連判しております。これも衆議院のほうに出してありますから、御覽を頂けば、如何なる妥協性があるかといふことがわかると思ひます。結論として以上なんら差支えなくしてやれるのであつて、こんなに縮小しない、五に抵つて絶対に他の学科に影響はないのであります。あとで中央審議会ができましたら、全体的に削られよう、それは結構であります。が、とにかく国語教育を正道に返して、新日本文化と東西文化と融合し得る堂々たる国家を建設する青年を養成して頂きたいのが私の念願であり所存であります。

○委員長 梅原眞隆君 次は渡邊さんにお願ひいたします。
○参考人(渡邊君) 他のかたも、同じように私も立場をちよつと申上げておきます。
私は東京都立の白鷗高等学校の教員をいたしており、国語を教えておるものでございます。それからそのほかには東京都の国語教育協議会の委員長をしておりまして、それと兼ねて全日本国語教育協議会という文化団体の運営に當るといふことで、全日本国語教育協議会の委員長をやつております。そして全日本国語教育協議会は、戦後去年で第四回をいたしました。東京都の国語教育協議会は終戦後直ちに立ち上りまして、昭和二十一年の十月六日でございます。誠に結成いたしました。今日に就いて第六回を去年いたしました。今日に就いておられます。そういうような関連を持つております。その間にいろいろ現場の我々同僚の意見や、その他先進のいろいろ話を耳にいたしまして、考へておりますことを個人として申上げたものと存じます。
先ず第一に漢文教育の振興が日本の将来にプラスするものかどうかといふことでございまして、これに對して結論を先に申上げますが、漢文教育の振興は従来のときの方法をそのまま用いるときは、日本の将来にプラスとはならないであらうと私は考へます。それならば従来のときの方法といふのはどういふことかといふと、当用漢字を無視して漢文教育を強行して来たといふ傾向がございまして。そういうようなことをして参つたのでありますから、そういうような方法を先ず排除しなければいけない。
それから第二番目には、漢字の功罪を考慮せずして漢文教育を行うといふようなことがあつてはプラスとはならない。そのことは今前にいろいろのことが申されましたので、くどくどと皆様の疲れのところを更にお耳を煩す必要はないと存じますが、谷崎潤一

郎氏なども去年出しました谷崎潤一郎隨筆選集第一巻の中においても、現在口語文の欠点についてという中においてよく述べられておられますから、皆様御覧になったことと存じます。やはり漢字には功罪ともあることでございしますから、そこをよく考慮して漢文教育を行なわなければならぬ。

それから更に第三には、生徒の興味と必要とを考慮せずして漢文教育を行なうこと、こういうことが従来行なわれておつたのでございします。そういうような諸点に注意して、そうしてここに漢文教育をどうしてやつたらばいいかということ、漢文を教える私たちがよく考慮して、そして漢文教育の振興を図つたならば、日本の将来にプラスするであらうと私は考えます。

その次に漢文教育を学科編成並びに時間割の配当の上から見て、必修科目とする可否というお尋ねでございします。漢文科だけをとり離して必修科目とするのは適當ではないと私は考えます。先ほど来漢文はすでに必修になつてゐるとか、なつてゐないとか、いろいろ御議論がございしました。諸願の趣旨によるところがはつきりしないところがございますが、私はそれをどういふふうにとるかという、何だか独自の漢文科というものを必修科目として設定せんとする諸願のように解釈してゐるのでございします。そういうことならば、漢文科だけをとり外して必修科目とすることは、適當ではないといふことを言わざるを得ないのであります。国語科の時間割から見ても、現段階においては必修国語の中の学習單元でございします。御存じのかたが大多数あると存じますけれども、或いは

細かいことは御存じないかたもございしますが、まあ今高等学校において、国語は必修単位で九単位、と申しますのは、一週間における教授時間の上で言つてゐるのでありまして、その一週間九時間というのは、各一年、二年、三年にあてはめますと、一年三十五週としますと、一年では約百五時間の時間が必要でございします。百五時間の中で指導して行きますときに、最近單元学習というところで單元を立てるわけにございします。大体十乃至十二の單元を立てておるのが普通でございします。が、そういう各学習單元の中に漢文に関する單元を立てて学習時間の一部を充てようとしてゐるのが一般の趨勢であると申し上げざるべきと存じます。

で、その際の時間の配当はどのくらいにしたらいいかという、私は一割乃至二割と考へておるのでございします。でございしますから一年の学習單元を十立てるといたしますと、その中の一單元か、多くても二單元くらいを立てた方がいいのではなからうか、現に東京国語教科課程試案というものが出ておりますが、その東京都の教科課程の試案によりますと、時間の上では明確に言つてゐないが、單元の立て方から見て、このように私には解釈され、この解釈が妥當であると私は考へております。なお改訂版の国語科指導要領等出ましたのですが、それに基いて実施するといたしますと、現在の国語科の必修時間は余りに時間不足、そこで先ほど来そういうお話もありましたが、現場においては、国語の必修時間を増加して九単位を十五単位くらいまでにしなければならぬ、完全にできないといふ声が強いのではございします。併しこの

場合でも十五単位の中の六単位、この諸願を見ますと、二時間増やして漢文に、二単位増やして漢文に充てるというところでございします。が、そういう比例から申しますと、十五単位の中の六単位を必修科目とするような結論になるようではございします。が、そういうことは適當ではない。日本の古典に比較して、その均衡を失わないようにすべきであると、こういうふうに考へます。

で現場の要求は、もうすでにこれは問題になる以前、昨年からそういう問題が現場においては問題となつて参りまして、昨年、即ち昭和二十六年の九月二十三日に開催いたしました第四回全日本国語協議会がございしましたが、その高等学校部会においては、国語の時間が少な過ぎるというので、決議となつて私のほうへ出ておるので、その高等学校部会のほうで考へておりますところは短いものでありますから、ちよつと読み上げますが、「高等学校の国語教科課程は、現在一学年三時間に国語、漢文各々一学年二時間計六単位宛を確保し得るようになつてゐるが、新制度実施以来、四十年の経験の結果は、必修時間の不足といふことが、現場一致の声として叫ばれてゐる。たゞ、新しい指導要領は、従来多く選択で履修されてゐた漢文も、ある程度必修国語中に加えるべきことを明らかにしたのである。しかし前述のように唯々不足な現在の時間中では、せつかくの指導要領の趣旨もこれを具体化することが甚だ困難である。本部会は、本部会と申しますのは、高等学校部会でありまして、一全国か

ら集まつた高等学校部会、四百名の会員が熱心に討議を重ねた結果、絶対多数を以て左の通り決議した。関係当局は、この決議を直ちに制度化して、以て新指導要領の円滑なる実施を促し、自立日本の正しき国語教育の進展を図られたい。』そして決議いたしました。『一、高等学校の必修国語を一学年五時間、三学年計十五単位に改めること。』附記といたしまして、「右に伴う詳細な改正内容については、われわれは当局の諮問に応じる用意がある。昭和二十六年九月二十三日全日本国語教育協議会高等学校部会」こういう決議がなされておるのでございします。それであらうというわけにございします。

併しなから、全日本国語教育協議会、これを直ちに議會へ請願するといふようなことはいたしませんでした。それは先ほど来お話のある通り、こういう教科課程の改編といふものは、文部省にございします教科課程審議會を通して、ただ国語科だけの問題でなく、全体の教科課程の上から慎重に考慮して決定すべきものである。こういう考へで、これは教科課程研究審議會で、さ、そちらのほうへ議長増淵君から申上げるように考へて、着々進んでゐる次第でございします。そういうような意味におきまして、最初結論を申上げました通り、この漢文だけをとり離して必修科目とすることは適當ではないと私は考へます。

それから第三番目に、国語教育の振興が今日の国語政策に対して如何なる関係又は影響を持つかといふことでございします。従来のまゝの方法で漢文教育を行うことは、国語政策と当然矛盾するところが生じて来ることは、もうすでに幾多のかたが言われた通りでございします。従つて慎重に研究して、この矛盾を克服するよう工夫を加えて、漢文教育をしなければならぬと私は考へます。このことについて申上げたのでありますが、もうすでに十二分を経ましたから省略いたします。

それから国文教育と漢文教育の関係でございします。これはもうすでに今までお話のあつたところで、討議も盡されておりました。皆共通な点を持つておられるようではございします。申すまでもなく、漢文教育は国文教育の古典として課すべきである、こう考えます。そして最後に、この漢文といふことが、どういふ内容を漢文といふのかといふことについて、人によつていろいろの解釈の相違があつて、議論の紛糾を招くのでありますが、私はこう考へます。漢文は中国の古文の原形プラスの和訳といふものが、漢文の内容をなしておるものと考へるのであります。従つて漢文は中国の古文が日本に輸入されて、日本的に翻訳され、解釈されて、特別な発達を遂げた、日本のみに存在する特殊な学問である、こういうふうにと考へます。その内容を分析いたしますと、いわゆる漢文なるものの中に、文学的なもの、倫理的なるもの、哲學的なもの等を含んでゐると考へます。文學的なものの中の国文学に影響を與えたもの、高等学校の国語科で採択すべきものであると考へます。勿論倫理的なるもの、哲學的なものを含んでおるものは、それなにか、孟子とかといふものは、それなら除外するかどうか、そうではございしませんでして、いわゆる文学の中にも

抒情詩もあれば、論文もございまして、その中の文学作品として、文学として結晶性のある言葉は一つの語録の中にも見当るのでございまして、そういうものは採択するのでございまして、けれども、そういう倫理的なるもの、哲學的なものを單行本などとして読まして、その思想体系を把握せしむるということになりまして、これは文學のほうに與えた影響もございまして、けれども、それは倫理的なるもの、哲學的なものは、東洋倫理史とか、東洋哲學とかいうようなことに考えまして、それは高等学校で取扱うとするならば、高等学校の社会科でやるべきものであると考えるのであります。そういうふうなことを参りますと、指導の方法がいろいろ問題となりまして、が、先ほどから申し上げました通り、言語政策の点などを考えますと、やはり書下し文の形態から入つて行くのが順序である。そして書下し文にいたしますと、措辭その他の点から、漢文の本當の元の意味がわからないといふようなことができて参りますので、それは参考として原形を註のような形で付けておくような程度にいたしまして、そして内容把握にもつづら努める。そして原形はむしろ副として、そして指導して行くうちに、好きな生徒は原形も見なくなるでございまして、それから生徒の自由な活動に任せておいて、そして三年間読み得るようになって行く、そして平易なる漢文といふものを読めるようになる。こういうようにいたしまして、そして漢文をそのまゝのときには、置字など、いろ／＼な語彙の負担

をかける、いろ／＼な漢字を覚えさせなければならぬことになるのを、書下し文でやることによつて、その難点を避けまして、成るべく当用漢字の範圍内において内容がキャッチできるよ様に、書下しなども成るべく仮名書きにいたしまして、止むを得ず読ませなければならぬような固有名詞等は、ルビを振るとかいうことにいたしまして、そして國語政策と矛盾しないよ様に工夫を凝らし、そして漢文が日本の國文における古典としての位置を飽くまでも逸脱させないように、そしてその影響の與えたところを重要視して、そして國語の中で漢文を古典として学習して行くというように図つたならば、いろ／＼な点の障礙、障害、矛盾といふものが克服されるのではなからうか、こう考える次第でございまして、時間になりましたので私はこれだけにいたします。

○委員長(梅原眞隆君) これを以て本日おいで頂きました参考人のかたの御意見は、全部終了いたしました。なお中島健蔵さんは御出席できないが、文書を以て意見書を出されておりますが、これをここに朗讀いたしましてようか、それとも又本日の委員会會議録のあとに添附いたしておきますかお語りをいたします。

○矢嶋三義君 會議録のあとに添附することに……

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見ありませんか。

○委員長(梅原眞隆君) それでは添附いたすことにいたします。

参考人のかたに付しまして御質

疑のおありのかたは質疑を願います。

○矢嶋三義君 先ず安藤参考人にお伺いいたしますが……と申しますのは、参考人は高等学校教育の指導の立場に立たれておられますので、その角度からお伺いするわけでありまして、先ほどから参考人のかたの御意見を承わつておりますという、学力の低下といふことが非常に大きく叫ばれてはいるのでございまして、これについては私は前提をはつきりと把握してはいるじやないかという反省を私は持つてゐるんです。と申しますのは、今の大学の学生並びに高等学校の上級生といふものは、太平洋戦争華やかなりし当時旧制中学校の二年生、それから小学校の四年、この間の学生であつたわけですね。従つて太平洋戦争の犠牲によつて、今高等学校の上級から大学の学生といふものは殆んどまづた教育は受けておられないわけですね。こゝに、私は学力の低下してゐるという根本的な原因がありやしないか。更に少し飛躍するようではございますが、最近東大事件とかいろ／＼起つておりますけれども、東大事件の学生の心理状態といふものを私はメスを入れているわけ、そういうところに相当大きな原因があるのじやないか、そういうことをお互いが余り前提として持つてゐないかどう論じている向きがありやしないかどう私は考えます。指導の立場に立つておられるあなた様として、先ほどから國語の必修の九単位、これはどうしてももうまくやつて行かないといふような意見が各方面からあつたのでございまして、現在の六三三の中で、この経済状態も落ちつき、人心も安定したこゝろいう状態下、小学校の一年から逐次進學して行つた場合もや

はりそうなんでもございましょうか。そういう点をどういふふうにお考えになるか、一応それを先ず第一に承わりたいと思ひます。

○参考人(安藤新太郎君) 只今の御質問の二つとも前提はおつしやる通りだと思ひます。六三三が充実した場合、高等学校に入つて来るものは日常生活の聞く、話す、読む、書く、そういう國語力は随分高まつて、六三で一般社会人として必要な國語力はつくのじやないか、これは充実した場合でございまして、その根本基礎に立つて、高等学校の國語教育は漢文もやるべし、古典もやるべし、そうなければならぬと思つております。お説の通り、戦争中及び戦後の混乱から来る非常なギャップができて、高等学校の生徒が入学した時に、あるべき國語力を持つていない、そう考えます。同時に学力が落ちたといふことなんでも、その学力を是認しない御意見もあつたと思ひますが、それは文字なら文字について申しますと、私は必要な文字をたくさん知つておるとか知つていないかといふことではなくて、日常使う、つまり自分の文章生活に必要な文字、漢字を確実にキャッチして、それを使いこなすといふことが、それが本當の文字力ではないか。当用漢字を制限したといふことは、必要欠くべからざるものだけでこれを自由自在に書きこなして、そして自分の文章生活を書き得る、そういうときに立派な漢字を書きこなしたと知つておるといふことではないかと私は考えます。それで答弁になりますか。

○矢嶋三義君 次に伺ひたいところは、先ほど参考人から非常に貴重な御意見を承わつたのでございまして、それを裏返して聞きますと、次のように私は聞かされたのでございまして、うでございましょうか。と申しますのは、新學制の下に高等学校の單位制を謳う制度をしたが、その施設も十分することなく、それに必要な教員数といふことも與へることなく、ただ更に必修三十八單位と、卒業に必要な八十五單位、そういうものを検討することなく、ただ漢文教育をもう少し徹底しなければならぬ……言い換へれば、復活といふような形で取上げて行つたのは、天野文部大臣はどう言われたかわからないが、それは非常な輕率であつて、指導当局に當つておるものでは困るといふことに裏からはとれたのでございまして、そうなんです。

○参考人(安藤新太郎君) 高等学校のすべての教育課程を再検討しなければならぬと私最初申し上げたのは、只今の御質問の趣旨と合つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 これにちよつと関連しますので、石田参考人にお伺ひたいと思ひます。先ほど小石川の澤登高等学校長さんからも御発言がございましたが、我が國の教育といふのは、全く入学試験によつて左右されて来た過去において大きな弊害を持つておると思ひます。言い換へますと、人間育成のための教育か、上級の學校にパスするための教育か、そのどちらかわからないような大きな弊害を持つておつたと思ふのであります。その弊害が今でも天野文部大臣の一言によつて、

新聞記事の一行によつて、それが直ちに小石川高等學校に反映したというように承つたのであります。それだけにこういう問題は重大であると考へるのであります。職業課程の學校の校長としての石田参考人にお伺ひしたい点は、更に漢文必修の問題が出た場合、果してそれでやれるかどうか。と申しますのは、国立大學協会のほうのこの書面を見ますと、大學に入るのには總單位八十五單位の中で、六十九單位を欲しいということ、大學協会、大學のかたへで申合せておるわけですね。そうなりますと、職業課程の學校としては、完成教育という立場から、少くとも三十單位は取らなければならぬということ考へて来る。と、これだけでも私は新學制の精神は蹂躪されて、職業課程の學校の學生は大學へという、上級の學校へ行くということは事實上道を塞がれたことになるのではない。これは教育の機會均等の新教育制度の基本的ものに觸れておるかと思ふ。そこへ持つて来て更に漢文を生徒の必修として見る。それが國語の中に二となるか、三となるか。二として加わるとした場合、戦後に充足したところの教育の機會均等のその理念というものは、これで果して通せるかどうか。その点を承わりたい。

○参考人(石田壯吉君) お答えいたします。只今矢嶋議員からの御質問は誠に御尤もな御質問でありまして、実は私も大學進学協議会の委員をここ三、四年やつておりました。この問題についてはいろいろ高等學校の側に立つて意見を述べておるのです。併しなから一面から、大學側のほうの、つまり受入側の考へというものもこれは十分尊重して行かなければならぬ問題だと思ふのです。それでこのたび国立大學協会が高等學校における履修科目選択に関する参考資料というふうなものを御作りになしまして、そして大体こういうふうなことが望ましいのだというふうな調査をされたことに對しては、私としては個人として敬意を表しております。そしてでき得る限りこういう趣旨に副うて行きたいと考へるのではありません。けれども現状の教科課程の上から申しますと、さういふ要望というものは尤もであるけれども、併しながら現状から言つたらばこの要望そのものは轉否かというものは、これはただに職業高等學校だけであつて、普通の課程の高等學校においても非常に大きな無理があるのじやないか。ましてや只今お話のように、三十單位余計に職業科目を必修しなければならぬ職業高等學校におきましては、事實上進学の機會を阻まれるというふうな結果になるものであつて、こういうふうな結果に存じます。その際更にこの漢文科の問題が必修として課せられる。而もその課せられるというふうなことを申しては言過ぎかも知れませんが、國語の場合でもそうなんです。非常に難解なものも大學側は出す。そうしますとどうも高等學校の側は非常に弱いのですから、結局そのほうに引ずられて受験準備をしなければならぬというふうな結果になりまして、いよいよ先ほど澤登君の御説明にもあつたように生徒の負担を重からしめて、現状、即ち教科課程の再編成とい

うようなことがなくてはならない。現状といふことは、漢文を必修の中に加えて、而もそれを受験科目で出す、こういうふうなことは私としては反對でございます。

○矢嶋三義君 私は新學制下において最も盲点であつた高等學校教育が、この漢文の問題をきつかけにクロウズアップして来たことは我が國の教育界に非常に幸ひであつたと思ひますが、今後十分皆さんの意見を承わります。質問をここで打ち切りますが、福島参考人に御意見承わりたいと思ひます。私別に反駁するのではなくて、あなたの御意見を承わりたいと思ふのですが、率直にお答え願ひたい。

先ず第一点は當用漢字制限ですね、こういうものをどういうふうにお考へになつていらつしやるかということですが、それから將來のことを考へて文字並びに言葉の簡素化というふうなものについてどういふ御見解を持つていらつしやるか。それから高等學校を卒業するのに必要なのは八十五單位になつてゐるわけですが、その中の必修三十八單位で、その必修の中にも又選択必修の中にも芸術即ち書道、図画、音楽、そのようなものは一單位も入つてゐない。これは單位制度の考へ方から最低限のものを必修にして、あとは選択必修にするという建前から行つたのだと思ひますが、そういう芸術科が選択必修の中に一つも入つてゐないということと漢文の必修……更に多くすることとどういふふうな関連性をお考へになつていらつしやるかということ。それから失礼かも知れませんが、あなた様のお言葉を承わつ

ておりますと、國語或いは漢文の力だけが低下したように聞えるのでございますが、他の大學の先生がたから承わるところによると、理科系統に入つて来る生徒すら、昔の中等學校の二、三年生がじやん／＼やつてゐるところの因数分解さえできない生徒が入つて来て、微積分を教えるのに非常に苦労をしてゐるということを承わるので、さういふことをお聞きになつたかどうか。又さういふ関連性をどういふふうにお考へになつていらつしやるか。と申しますのは、私は曾て数学の教員をやつたことがあるのですが、これは世界的に皆様がたもさういふ教育を受けたと思ふのですが、すべての人を如何にも数学者にしようとする教育というものが中學から高等學校と行われてゐた。これは大いに反省されて数学教育の革命がスミスあたりから行われて、それが今の日本に流れて来て、今の日本の数学教育というものを転換して来たことは御承知と思ひますが、あなたのお言葉を承わつておると、やや漢學者に近い人を育成するというふうなことを非常に重くお考へになつていらつしやるのじやないかというふうな点を感じますので、さういふ点をお考へになつていらつしやるかどうかということでございます。

それから最後にあなた様にお伺ひしたい点は、さつき西尾参考人からのお言葉がありました。忘れ物云々と言へばすぐわかるのに、遺失物云々と言ふのでわからないという御発言がありました。私先ほどから参考人の御意見を承わつておまして、あなた様の言葉が一番むずかしい、速記録を見ないとわからないような言葉があつたので

すが、この漢文を今の國語甲の三の中で若干漢文を入れて教育する。さうして漢文をすつとした人は、更に漢文として二時間乃至六時間の選択をする。こういうことでなくて、理科系統にも、あらゆる方面に進む人にも全部あなた様がお考へになつてゐるような、というのは、この諸願書に書いてある趣旨の漢文必修をやつた場合に、これはまあさういふ人は高等學校以上の卒業生でしようが、さういふ人が話す言葉はこれは中學校より出なかつた人にはわからないのじやないかと思ふ。私は政治家ですから考へるのです。選挙運動というときに國民にわからせるような話をするのは非常に苦勞するのですが、さつき遺失物云々といふたと同じように、相當國民同士の不便といふものが出て来るのじやないかといふことを考へるときに、あなた様と渡邊参考人の意見とは随分と距たりがあつたのですが、さういふ角度から渡邊参考人のさういふ御意見をどういふふうにお考へになつていらつしやるかということ承わりたいと思ひます。

○参考人(福島正義君) それではお答えいたします。これは個人福島としての考へであります。當用漢字と、漢文必修の關係をどう考へるか、さういふお言葉であつたと思ひます。一体當用漢字は、最定限千八百五十字は知つておくべきものというのが、當用漢字であると私は解釈しております。それ以上は覚えることはならぬという法律的禁止はこれは成立しないのじやないかと思ひます。ただ法律的根拠のあるのは戸籍法第五十條によつて、當用漢字千八百五十字以外の文字は使えないと

いうような、泰の始皇帝ですらや
なかつたであろうところの、法律によ
つて漢字を使うことができないとい
う……。四千年来の暴君すらやられな
かつたことが、今日の日本においてこれ
が法律できまつたということは不可解
至極だと思つております。当用漢字は
私はさういふふうには解釈しておりま
すから、千八百五十字は知つておかな
ければならない。それから以上は高等学
校、大学だん／＼必要に応じて自由自
在であるべきであると思はれており
ます。但し戸籍法の第五十條が改正撤
回にならない限り、日本国民でありま
すから法律に従ふなければなりません
から、それは私は従ひますが、当用漢字
の件は漢文必修に對しては、必修でな
くても選択としてやればもうこんな千
八百五十字以外の字はどん／＼出て来
る。これを使うことはなん／＼という
とはどこから考へても不可解至極とい
ふところでありまして、それで私は當用
漢字という考へは、必修にならうが選
択であらうが、一向差支えない、一つ
も影響のないのであります。さうして更
に私の苦言を呈しますならば、當用漢
字という法的に縛つても、自然の必要
であれば覚えて結構であると思ひま
す。文字は簡略であつて成るべく易か
り易い……。私がわかりにくい言葉を
使うのは悪いのですが、ここにおられ
るのには有識階級とみなしたから私はむ
ずかしい言葉を使つたので、高等学校
の生徒に向つてはわかるようにいたし
ます。小学校の教員も私はしました
が、小学校の生徒は私を一番尊敬して
愉快な授業をやりました。子供には子
供の、大人には大人の……。ここにお
られるのには有識階級、而も国家の最高

機関の国会議員でありますから、私は
あえてむずかしい言葉を使ひました
が、要するに自然淘汰で漢字はだん
だん簡略になつて行くのであれば、こ
れはもう一番結構なことであると私は
思ひます。法的根拠を以て彈圧をし
てこれは強制したところで、どれだけ
の力があるか。一体千八百五十字でや
つておつたところが、新聞が悲鳴を
上げて新漢字を増してもらいたいとい
う要求があつたことがあると承つてお
ります。間違つておつたら訂正いたし
ますが、要求があつたということを開
いておきます。

○矢嶋三義君 お伺ひいたしたい点
は、この當用漢字の千八百五十字です
ね、さういふ行き方を肯定されるのか
されないのか。又あなたさまが学校で
授業されておるときに、さういふもの
を尊重されておられるのかおられない
のか、あなたのさういふ見解だけを承
わりたい。

○参考人(福島正義君) 課目として必
要な場合には使わなくちやいけない。
成るべく平易なものですめばそれでよ
ろしい。漢文授業において、漢文の李
白、白楽天の幽玄な詩を解釈するの
に漢字の意味がわからなければわから
ない。そのために必要があるときは書
きますが、それを黒板に書いたからとい
つてすべての面に……。読めるだけ
の字と、話すだけの字と、又象形文字
のようにこれはこんな意味だといふこ
ういふ種々な意味がありますから、人
により目的により、當用漢字の必要
はどういふふうにもなるといふこ
うに考へておられますから、必修にな
つたから殊更に當用漢字の枠を破つて
やるという反抗の意識は全くありませ
ん。指針に則つた、さういふ考へを持
つて當用漢字に對しては持つておりま
す。要するに選択として認められてお
る以上は、すでに當用漢字だけでは到
底学習できないことを意味しておりま
すから、今回の請願してある趣旨と全
く相反することはない、さういふこと
を考へます。

二番目の文字言葉の簡素化というの
は今のところ重複しますから、できるだけ
簡略な文字を、簡略なわかりやすいと
ころの言葉を使つたほうがよいといふ
ふうに私は考へております。

八十五單位必修、三十八單位、必修
の中に入つていないのをどうするか
という問題は私は……、例えば或る人が
言ひました。お前たちは漢文を必修に
したら物理も必要である。図画も化学
も日本歴史もみんな必修々に持込ん
で来るじやないか、さういふことをし
て一体どうなるかという意見を承わつ
たことがありますから、今の質問と殆
んど一致する点があると思ひます。そ
の点に對する私の見解は、新たな選
択を必修に加えるにあらず、三の中に
入つておる、三の輪廓を拡げること、
これはもう常識から考へて中央の指定
がないと、地方でやれるようにしても
やれません。指定がないと……。です
から時間をはつきり明示して相当やれ
るだけの時間を與えてもらいたいとい
ふのでありますから、何ら新たな選
択を必修に持込んだのではない、さう
いふことを明言しておきたいと思ひま
す。又更にそんなに必修がみんな必要
であるならば、国民の要求によつてや
るべきでありましょうから、それだけ
全面的な国民の声であれば、何ら文部
省の一官僚と言つちや失礼ですが、文

部省だけでそれを放つておく必要はな
いから、今度教育中央審議会委員など
は全部高等学校において選択廃止、
最小限度の必修は全部やめる、さうい
う方針をおとりになつても差支えない
問題であつて、私は実はそこまで行け
ばもつと六三制を批判しなければなら
ん。我々の要求はどこを指しておるか
わからなくなる。ほかの影響を與えず
それだけにする。何とか自分たちの国
のために、日本のためになること
をやらしてもらいたい。ほかのものに
影響しないように考へてやつたわけ
でありますから、選択必修の問題につ
いてはさういふ見解を持つております。

私は私的な考へでは、高等学校は昔の
中等学校或いは考へようによつてはそ
れ以下の力しかありませんのに、選択
だといふのはおかしい滑稽の至りであ
ります。おれは数学が嫌いだから数学
は一つしかやらないで卒業しよう
と、日本歴史は嫌いだからやらんと
か、物理は嫌いだからやらんと、あた
かも蛋白、脂肪、澱粉のうち脂肪が足
らないで、脂肪は嫌いだからと食べな
いで大きくなれるか、さういふ考へを
私は持つております。

次に私は必要であるならば全部必修
で……。昔の中学のほうが妥当である
と思ひます。何ら定見もない者、選
ぶ能力のない者が勝手に日本歴史は嫌
いだ、漢文はちんぷんかんぷんだから嫌
だ、さうして訳もわからないのに自由
選択をすることが間違ひだ、私の私的
見解はさうであります。

四番目の国語、漢文の力の低下はほ
かの学課にも同様にあると思ひますが、こ
れは六三制の批判になります、私は
府立の四中時代から十年目であります

が、昔の府立の四中と今の戸山高等学
校を考へてみますと、驚くべき学力
は全部低下でありまして、昔の中学と
いつたときのことを考へ……。これは
灘谷高校の先生にも私的にお伺ひいた
しました。が、或る權威のある人が……、
高等学校の一年は昔の中学校の二年以
下の学力しかないといふようなことを
聞きました、私の学校だけではないと
思ひまして、名前は高等学校になつて
おりますが、実際には英語を中心とし
て本当に何でも驚くほどの力である。
(矢嶋三義君「簡單で結構ですから」と
述べ) だからほかにも相当の影響があ
ります、ただ漢文からの特色は……、
先ほど申し上げたような不当なる、恐ろ
しい言葉で言うところの彈圧といひますか、
やつてはいけない、やれないようなこ
とになつたときに、一番恐れるのは漢
字の読解力の不足であるのじやないか
と思つたものですから、どこの学課も
低下しておるが、特に国語、漢文の読
解力の点は一層著しいと考へておるの
であります。遺失物、忘れ物、この問
題は非常に同感でありまして、やさし
い言葉は……。やさしくしてできるも
のならば、これは平生においてはこれ
は話言葉として、一般大衆であるなら
ば忘れ物で結構であると思ひます。そ
の他話言葉、書き言葉といふ問題で
あります、この最後の御質問がはつ
きりわかりませんでした、最後が遺
失物の問題でありましたか。(矢
嶋三義君「結構です」と述べ) それで
はその程度をお答えいたします。

○委員長(橋本真澄君) 他に御質疑あ
りませんか。

○高田なほ子君 ちよつと福島さんに
一点だけお伺ひいたします。先ほど漢

文を強いる先生の頭は非常に問題であるという渡邊さんの御発言がありましたが、又長澤さんからは漢文教育の過去の誤り、漢文教師の犯して来た過去の誤りというものは、素朴な意味で取上げられたと思うのであります。そこで、あなたにお伺いしたいと思うことは、先ほどの御発言の中に、終戦後の漢文が廃止されたという事について、一つの暴挙という言葉が使われたように思われますし、更に精神の栄養の要素は、もうあらゆる精神の栄養の大本はもう漢文にあるというように、非常に漢文教育のいいところ、又戦後廃止されたことを暴挙とあえて言われるという言ひは、これは、ちよつと解せないところがあります。が、過去の漢文教育というものをすぐ今日そのままこへ持つて来たらいいというようにお考えになつておられるのか、精神栄養の本来本元はもう漢文でなければならぬという、いわゆる過去の思想統制に使われた漢文教育のこういう誤謬というものを、どのくらいあなたは御認識されておられるのか。つまり、過去の漢文教育の誤った点、それをどういうふうな今後は正して行かれようとするのか、この点を大まかに伺いたいと思う。その一点で結構です。

○参考人(福島正義君) それでは第一番目の、戦後における漢文を廃止する暴挙という言葉の説明であります。これは実は大変この内容を申すとその筋のことが迷惑されるかも知れんと思つて、実は内容を申さなかつたのです。が、実は今委員から要求がありましたからその一端を申し上げます。あえて申し上げます。それは昭和二十三年の五月におきまして、全国から集りました漢文の先生がたの幹事の総会を開きました際に、文部省からときの監修官の名前も申上げて差支えありませんが、お二人がお見えになりました。進駐軍の最高司令官の命令により、いわゆる至上命令により、漢文は禁止彈圧になつたからというふうにして考へてもらいたいというお伝えが五月の七日だつたと思ひますが、はつきりした明示がありました。差支えなければそれを言つた人のお名前も申上げて差支えありません。

○高田なほ子君 それは結構であります。○参考人(福島正義君) そういうことがありまして、果して本当でありますれば、暴挙ということが言えると思ひますが、それはおかしいという、そういうことをマツカーサー最高司令官が言われたかどうか確めてみようというので、実は名前を覚えて申し上げます。教育大学の山岸教授が最高司令官の最高顧問と懇意であるから聞いてもらつたところが、何らそんなことはないのだ、こういう事実がありまして、更に私はここにおられる長澤先生の友人であり、参議院の当時専門員であられました岩村忍氏を通じて、会つてもらいましたが、お国の言葉はお国で決定すべきであるというので、何ら彈圧はありませんでした。こういうような恐ろしいことが言われまして、新聞もラジオも禁止だ、禁止だと伝えられたことは御承知の通りで、このことを私はあえて暴挙と言つたのであります。それであえて暴挙と言うことに全然これはふさわしからざる言葉であれば変えますが、内容のその一端は……、そのようにして漢文はあとを絶つたのであります。それが田中耕太郎委員長によつて漸く参議院のほうにやつと請願が本会議まで通過させて頂いて、辛うじて選択として残つてゐる。そうして去年から必修の中に、指導要領の中に入れて頂いたという状態でありました。これで暴挙という言葉はおわかりだろうと思ひます。

次に精神栄養は、問題は漢文だけではありませんが、私は特に我々東洋人として、日本人として、西洋の中にもなか／＼立派な詩もあれば哲理もあるのであります。が、やはり東洋人としては、なお東洋に於いては、四千年の間に立派な先哲の意見もありました。併しそれを強制すべきものではない、私は先ほどから教育は自然の性格である、自然でなければいけない。巧言令色少仁というふうな生徒に教える方をしてはいけません。成るほどおつつかをつかうことはいけなからば、やはり顔色だけ、表面だけ作ることには悪いかというように感ずる、自然にあるべきそういうところにおいて倫理感、自然に生れるものがあつたらそれでよし、なかつたらそれでよし、こういうような面で精神の栄養という一例を申上げたわけでありました。特に文学の豊かなさに対して老宋はどう考へたか、人生の困難なときに古人の先哲はどういう行き方でこれを切抜けたか、こういうわけでありました。そういう意味であります。

それから過去の漢文教育上の欠点というものはこれは大いに認めます。確かにこれは軍閥に利用された点もたくさんあつたと思ひます。本心に悪いところだけ利用すればどの学科でも悪い面はありますが、特にそれに利用された。今後は教育者はしつかりした研究をして、本心に立派な研究をやつていかなければいけない。軍閥に左右されななければいけない。一昨日本委員が来まして、福島県の或る学校から、仮名文字論者から国家を亡ぼすところの漢文をどうして主張する、ガダルカナルの敗けたのも漢文のためじやないかというふうな脅迫的な手紙が来ましたが、一切を漢文がおい被つておるようには思ひが、勿論悪い点はあつたと思ひますが、だが戦争が漢文のためには負けたかどうかはこれはお考えになればわかると思ひます。さうな過去における誤りはたくさんあるが、ここにおられる竹田博士以下非常に最近では日本の最高級におられるかたも自覚しておられる……。

○高田なほ子君 どういうふうな考へて行かなければいけないか、今後はどうしてなおして行かれようと思はれるのですか。

○参考人(福島正義君) 例えば道徳を強制しておつたとするならば、それは自発的に自然の脈動の中に、自覚の下に、これを順応させて行こう、そういうやり方でなければいかなが、特に長澤氏から先ほど言われましたように、道徳教材を余り持つて来ないで、文学の中に自然の人間の豊かさを盛つて行こう。文学教材の中にもこういうものが大変多いのであります。私も文学的な豊かさというものを特に考へるものであります。そういう自然の中にふんわりとしたものというものを考へておるわけでありました。これで大体お答えいたします。

○堀越義郎君 渡邊さんにお聞きしたいと思ひます。あなたのお考えはよくわかるのですが、当用漢字を基礎にした国語教育と矛盾しない漢文を教へられた場合に、現在の漢文を文学的な内容のあるものを主に教へるというお考えらしいのですが、それで十分でございすか。

○参考人(渡邊茂君) 十分でございすかという事は、これはちよつと人によつて考へがお違ひになるだらうと思ひます。まあ私も漢文を日本の古典として考へるときに、例えば枕の草子の中に出て参ります有名な清少納言の香炉峰の雪と言われて御簾をかかげて見るというあの句を思い浮べてやつたというふうな気持です。あれの文学隨筆の草子の中に書いてある、そのときには必ずしも詩の原形をイメージとして頭の中に浮べて書いたものではないと思ひます。和訳された一つの詩の句を頭の中に浮べて書いたものである、こういうふうな考へます。そういうふうな意味におきまして、まあ余り原形にとらわれないほうがよろしい。その他そういう例は奥の細道の例を見ましても、随所にそういうことはとらえることができます。そうなつ

て参りますと、まあ余り原形にとら
われないで、そうして国文学の中に痕
跡をとめておる影響を基にして漢文
をやるのが最も適切な行き方ではない
かと私は考えております。

○委員長(梅原眞隆君) はかに御質疑
はございませんか。他に御質疑もない
ようでございますから、参考人のかた
がたに對します御質疑は終了いたし
たいと思ひますが、御異議ございませ
んか。

○委員(梅原眞隆君) 御異議ない
と認めます。

終るに際しまして、委員会を代表し
て参考人のかたにお礼を申し上げます。
本日は公私御多端の中をこの委員
会のために御出席頂きて、御意見を
御意見を拜聴させて頂き、且つ委員各
位からの質疑に對しても懇切なお答え
を頂きまして誠にありがとうございました。
我々が漢文教育の問題につきまし
て、今後調査いたして参りますにつ
いて、皆さんの御意見を十分参考に
いたして参りたいと存する次第でござ
います。本日は参考人のかたからは早
朝からおいで頂いたにもかかわらず本
会が開かれておりました、本委員会
の開会時間が大変遅れましたことに
つきましては、深くお詫びをいたす次
第でございます。

これを以て本日の委員会を終りたい
と思ひます。

午後三時五十九分散会

〔参照〕

漢文教育振興に関する参考意見
評論家 中島 健蔵

東洋精神文化振興の必要について
は、何人も異論の余地のないところと
認めるであります。また、現在の
日本の学生生徒の東洋古典に対する理
解力が著しく低下しているというの
も、おそらくは事実であります。

しかし、これを以て、ただちに学生生
徒の教養が偏向していると断ずること
は、危険であります。過渡的な現象と
して、一時学生の学力が、一般的に低
下していったことは事実であります。こ
れは、明かに戦争中の教育全般にわた
る窒息状態が原因であつたのでありま
す。しかし現在では、そのような一時
的な低下は消滅する傾向にあります。

この事実、多少なりとも教育にたず
さわつてゐる人々ならば、たやすく認
めらるゝことであらうと信じます。東洋
文化の攝取が不足のために、学生生徒
の教養が偏向して、人間形成の上に一
大欠陥をあらわしているというもので
あります。もしこれを、漢文教育の
不足だけに結びつけるならば、多くの
疑問がわいて来るのであります。

中国の思想、文学が、インドの思
想、文学と共に、東洋精神文化の歴史
の中核をなしていることは申すまでも
ありません。しかし広く東洋文化の研
究を見るならば、單に漢文教育必修の
復活などによつて満足すべきであると
は到底考えられないのであります。こ
れに、いわゆる漢文は、漢学に通じる
ものであります。日本文化の伝統の中
に、漢学が大きな役割を果していたこ
とは事実であります。今日もなお漢
学を通じて中国文化を見ようとするこ
とは、現在までの日進歩の研究の實

状から見て、かえつて一種の偏向を持
ちきたらすことは明かでありませう。

また、漢学及び漢文は、中国から伝
來したものであります。漢学は、日本
封建社会の思想的バックボーンであつ
て、これをただちに現代の民主的社會
のバックボーンと認めることはできな
いのであります。

儒教の思想、老莊の思想などにつ
いては、新しい研究が無数に出つた
ようでありませう。東洋文化の研究
と、高等文化の体得とは必要でありま
すが、漢文を必修として課する余裕が
あるならば、むしろ、近代において、発
達した東洋關係諸学の概要を一層詳し
く教へ、漢文は、現におこなわれてい
るうちに、国語科の一部として教へら
れ、東洋文化の教課の中に補助的に包
含させるべきであつて、これを独立さ
せて必修科目とすべきではないと考へ
るのであります。漢文学習の可否が問
題ではないのであつて、現在、特に漢
文を必修科目として独立させるという
意味が、文教政策全体に與える影響を
重要視したのであります。

次に、今日の国語政策は、義務教育
における国語、国字の学習をできるだ
け容易にし、意志、感情の伝達手段と
しての言語が、国民に、あまねく、正
しく用いられることを原則としていま
す。

この原則の実現は、明治以来、戦前
まで、多くの先覚者の努力によつて、つ
づけられて來たのであります。戦争
の前あたりから、あまり見えない漢

字がさかんに用いられはじめ、口語体
に変わつて、漢文脈の文體体がしきりに
用いられるようになりました。その結
果、一般民衆がこれを正しく理解する
ことができず、精神的にも、形式ばか
りの美辭麗句がうわすべりして流れる
にとどまり、一つとしてよい結果を生
まなかつたのであります。教養として
漢文の読み方を学ぶのはよいことであ
つても、これがあつたから文體や用字
法にまで影響を及ぼすようなことがあ
つては、国語政策の原則に反すること
になります。ことに漢文を独立の必修
科目とすることが、教員や学生生徒に
對して、心理的な影響を與え、難解な
漢文脈の文章や、読みきれない漢字の
濫用などに対して、かえつて、それを
高級であるかのように、誤解するよう
な危険に對しては、嚴に警戒を要しま
す。漢字の濫用が、日本の新しい文
化の発展のために、けつして利益をも
たらさず、大きな障礙となることは、
識者のひとしく認めるところでありま
す。

衆議院決議第九号の、「東洋精神文
化振興に関する決議」の趣旨を尊重す
ると同時に、漢文必修の決定が、民主
的社會の確立に及ぼす影響を十分に考
慮し、東洋精神文化振興の具体策につ
いては、あくまで慎重な配慮を希望し
ます。(以上)

三月六日予備審査のため、本委員会に
左の事件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正す
る法律案
一、私立学校振興会法案

一、新たに入学する児童に対する教
科用圖書の給與に関する法律案

国立学校設置法の一部を改正する
法律案
国立学校設置法の一部を改正す
る法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法
律第五十号)の一部を次のように
改正する。

第三條の表中「帯広畜産専門学
校」、「盛岡農林専門学校」、「東北大
学附属医学専門学校」、「宇都宮農林
専門学校」、「千葉医科大学附属医学
専門学校」、「東京大学附属医学専門
部」、「東京農林専門学校」、「東京美
術学校」、「東京音楽学校」、「東京高
等師範学校」、「東京農業教育専門学
校」、「東京体育専門学校」、「東京工
業大学附属予備部」、「東京女子高等
師範学校」、「新潟医科大学附属医学
専門部」、「金沢医科大学附属医学專
門部」、「金沢高等師範学校」、「岐阜
農林専門学校」、「高等商船学校」、「
岡崎高等師範学校」、「京都大学附
属医学専門部」、「奈良女子高等師範
学校」、「鳥取農林専門学校」、「岡山
医科大学附属医学専門部」、「広島高
等師範学校」、「広島女子高等師範学
校」、「九州大学附属医学専門部」、「
宮崎農林専門学校」及び「鹿児島農
林専門学校」を削り、同表北海道大
学の項中「農学部」を「農学部」に、
同表茨城大学の項中「工学部」を
「工学部」に、同表岐阜大学の項中
「農学部」を「工学部」に改める。

第三條の二の表中

国立短期大学の名称	位置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
国立短期大学の名称	位置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
小樽商科大学短期大学部	北海道	小樽商科大学
福島大学経済短期大学部	福島県	福島大学
千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学

改める。

第四條の表中

東北大学	宮城県
金属材料研究所 農学研究所 選鉱製錬研究所 抗酸菌病研究所 科学計測研究所 高速力学研究所 電気通信研究所 非水溶液化学研究所 ガラス研究所	鉄鋼その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究 東北地方における農産（林産及び畜産を含む）及び水産に関する学理並びにその応用の研究 重要金属の選鉱及び製錬に関する学理及びその応用の研究 抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 科学計測に関する学理及びその応用の研究 高速力学に関する学理及びその応用の研究 電気通信に関する学理及びその応用の研究 非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究 ガラスに関する学理及びその応用の研究

東北大学	宮城県
金属材料研究所 農学研究所 選鉱製錬研究所 抗酸菌病研究所 科学計測研究所 高速力学研究所 電気通信研究所 非水溶液化学研究所	鉄鋼その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究 東北地方における農産（林産及び畜産を含む）及び水産に関する学理並びにその応用の研究 重要金属の選鉱及び製錬に関する学理及びその応用の研究 抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 科学計測に関する学理及びその応用の研究 高速力学に関する学理及びその応用の研究 電気通信に関する学理及びその応用の研究 非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究

を

を

に

改める。

東京大学	千葉県
伝染病研究所 東京天文台 地震研究所 東洋文化研究所 立地自然科学研究所 理工学研究所 社会科学研究所 新聞研究所 史料編さん所 生産技術研究所	伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究 天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務 地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究 東洋文化に関する総合研究 国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究 理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究 社会科学に関する総合研究 新聞及び時事について出版、放送又は映画に關する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成 本邦に関する史料の研究、編さん及び出版 生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

を

に

東京大学	千葉県	北海道大学
伝染病研究所 東京天文台 地震研究所 東洋文化研究所 理工学研究所 社会科学研究所 新聞研究所 史料編さん所 生産技術研究所	伝染病その他の病源の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究 天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務 地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探鉱法に関する事項の研究 東洋文化に関する総合研究 理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究 社会科学に関する総合研究 新聞及び時事について出版、放送又は映画に關する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成 本邦に関する史料の研究、編さん及び出版 生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験	理学部 医学部 農学部
		臨海実験所 病院、病院分院、看護学校 植物園、農場、演習林

を

北海道大学	理学部	臨海実験所、海草研究施設
	医学部	病院、病院分院、看護学校、助産婦学校
	農学部	植物園、農場、演習林
	水産学部	練習船

同表東北大学の項中「臨海実験所」を「臨海実験所、地震観測所」に、「看護学校」を「看護学校、助産婦学校」に、同表中

「助産婦学校」に、同表中「茨城大学 教育学部 小学校、中学校」を「茨城大学 教育学部 農学部」に、

小学校、中学校
農場
に、同表群馬大学の項中「病院」を「病院、病院分院」に、同表東京医科歯科大学の項中「歯学部」を「歯学部、歯科衛生士学校、歯科技工士学校」に、同表中

東京水産大学
水産学部
実験実習場
を

お茶の水女子大学
文教教育学部
小学校、中学校、高等学校、幼稚園
東京水産大学
水産学部
実験実習場、練習船
に、同表金沢大学

の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表岐阜大学の項中「中学校」を「小学校、中学校」に、

同表中	静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
		工学部	電子工学研究施設
		理学部	臨海実験所
		医学部	病院、病院分院、看護学校

別表第一

国立大学の名称	大学に置かれる職員の数
北海道大学	二、四七五人
北海道学芸大学	七〇一人
室蘭工業大学	一五六人
小樽商科大学	一〇一人

帯広畜産大学	一四六人
弘前大学	八九四人
岩手大学	五七四人
東北大学	三、八三五五人
秋田大学	四七八人
山形大学	六〇三人

福島大学	四二一人
茨城大学	六九一人
宇都宮大学	四四一人
群馬大学	九六〇人
埼玉大学	三四〇人
千葉大学	一、五一〇人

東京大学	五、六四八人
東京医科大学	一、〇〇二人
東京外国語大学	一一八人
東京学芸大学	八八四人
東京農工大学	二九八人
東京芸術大学	二八八人

東京教育大学	一、一二三人
東京工業大学	九五九人
お茶の水女子大学	三一二二人
電気通信大学	一四五五人
一橋大学	三〇七人
東京水産大学	二九六人

静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
	農学部	農場
	教育学部	中学校、高等学校

名古屋大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	練習船

同表大阪大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、診療エックス線技術学校」に、同表中

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
--------	------	-------------

奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
--------	------	-------------

奈良女子大学	文学部	小学校、中学校、高等学校、幼稚園
--------	-----	------------------

同表広島大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表九州大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、結核研究施設」に、同表中

鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
-------	------	-------------

鹿児島大学	農学部	農場、演習林
	水産学部	練習船
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

同表第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同表第三項とし、同表第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げるものを除く外、東京教育大学に附属の小学校、中学校及び高等学校を置く。

横浜国立大学	六〇八八
新潟大学	一、四五一八
富山大学	四七五八
金沢大学	一、五九六八
福井大学	三五九八
山梨大学	三九一八
信州大学	一、三〇九八
岐阜大学	五〇二八
商船大学	二四〇八
静岡大学	七七六八
名古屋大学	一、九〇三八
愛知学芸大学	五六一八
名古屋工業大学	二五〇八
三重大学	四五二八
滋賀大学	二九三八
京都大学	三、二九〇八
京都学芸大学	三一四八
京大工学部	三三七八
大阪大学	二、五五九八
大阪外国語大学	一〇一八
大阪学芸大学	六四二八
神戸大学	九八五八
奈良学芸大学	二四九八
奈良女子大学	二二一八
和歌山大学	三〇四八
鳥取大学	八四八八

島根大学	三三八八
岡山大学	一、三八一八
広島大学	一、三二九八
山口大学	九八二八
徳島大学	九二三八
香川大学	三四九八
愛媛大学	五三四八
高知大学	三六三八
福岡学芸大学	四六九八
九州大学	二、七九六八
九州工業大学	二二六八
佐賀大学	三〇九八
長崎大学	一、一三九八
熊本大学	一、三八二八
大分大学	三四四八
宮崎大学	四六六八
鹿児島大学	八〇〇八

別表第二

国立高等学校の 名称	高等学校に置 かれる職員 の定員
仙台電波高等学 校	五三八
仙田電波高等学 校	六一八
熊本電波高等学 校	五一八
富山商船高等学 校	四九八
鳥羽商船高等学 校	四九八
広島商船高等学 校	四九八

大島商船高等学 校	四九八
弓削商船高等学 校	四八八

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 第三條の改正規定により廃止された学校の職員は、別に命令を發せられないときは、昭和二十七年三月三十一日限り職員の身分を失ふものとする。

私立学校振興会法案
私立学校振興会法

目次

第一章 総則(第一條—第十條)

第二章 役員及び職員(第十一條—第十六條)

第三章 評議員会(第十七條—第二十一條)

第四章 業務(第二十二條—第二十八條)

第五章 會計(第二十九條—第三十五條)

第六章 監督(第三十六條—第三十九條)

第七章 罰則(第四十條—第四十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 私立学校振興会は、私立学校の経営に關し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(法人格)

第二條 私立学校振興会(以下「振興

会」という。は、法人とする。

(定義)

第三條 この法律において「私立学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二條第二項に規定する私立学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二十七号)第三條に規定する学校法人をいう。

(事務所)

第四條 振興会は、主たる事務所を東京部に置く。

2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五條 振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相当する額の合計額とする。

2 政府は、振興会に対して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3 昭和二十一年四月一日から振興会成立の日までの間に、振興会が、戦災、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校(学校教育法第九十四條の規定により廃止された法令による私立学校を含む。以下この項並びに第二十七條第一項及び第二項において同じ。)の建物の復旧費及び私立学校の経営のため政府から私立学校を設立する者又は都道府県に対して貸し付けられた貸付金の債権(以下「旧債権」という。及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額

に相当する額は、政府から振興会に対して出資されたものとする。

4 振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5 政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。

(定款)

第六條 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 會計に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第七條 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第八條 振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)
第九條 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

(法人に関する規定の準用)
第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十四條(理事の代表権の制限)の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員及び職員
(役員)
第十一條 振興会に役員として会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

(役員職務)
第十二條 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

第十三條 理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

第十四條 理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときは、その職務を行う。

第十五條 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員任期、任期及び欠格事由)
第十六條 役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

第十七條 役員は、二年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十八條 役員は、再任されることができ、再任されることのできる。

第十九條 学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、振興会の役員に準用する。

(代表権の制限)
第二十條 振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。

(兼職の禁止)
第二十一條 会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。

(役員及び職員地位)
第二十二條 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会
第二十三條 振興会に評議員会を置く。

第二十四條 評議員会は、十人以上二十人以上の評議員をもつて組織する。

(評議員会の職務)
第二十五條 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更
二 予算及び第三十五條の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金

三 第二十四條第一項の規定による業務方法書の決定及び変更
四 第三十三條第一項の規定による資本金の減少
五 その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めるもの

第二十六條 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員業務執行の状況について、会長に對して意見を述べ、若しくはその諮問に答へ、又は会長から報告を徴することができる。

(評議員の任命、任期の欠格事由)
第二十七條 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

第二十八條 第二項及び第三項並びに学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)
第二十九條 評議員会は、会長が招集する。

第三十條 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

第三十一條 議長は、評議員の三分の一以上から會議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

第三十二條 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

第三十三條 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十四條 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章 業務
(業務)
第三十五條 振興会は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 学校法人に對し、その設置する私立学校の経営のため必要な資金(その施設のため必要な資金を含む)を貸し付けること。

二 学校法人に對し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三 私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に對し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四 前各号に掲げる業務に附帶する業務

振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二條第一項の規定による特別積立金及び同條第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

(業務執行の基本原則)
第三十六條 振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

(業務方法書)
第三十七條 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第三十八條 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八條第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

(貸付又は助成に係る審査)
第三十九條 貸付又は助成に係る審査は、第二十二條の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えてある条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

(貸付又は助成の制限)
第四十條 振興会は、振興会に對し債務を負う学校法人(都道府県に對して貸し付けられた旧債権に

保る資金を当該都道府県から貸し付けられた学校法人を含む。がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に対して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

(旧債権の取扱)

第二十七條 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支払が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

2 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3 振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4 振興会は、都道府県が第一項の

規定による貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に対する旧債権のうち当該貸付条件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

(貸付業務の代理)

第二十八條 振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2 振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理せようとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。

第五章 会計

第二十九條 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画及び予算)

第三十條 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(財務諸表)

第三十一條 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この條及び第三十三條第二項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

3 振興会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備へ置かなければならない。

(利益金の処分)

第三十二條 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てるため、旧債権の滞貸元本（当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までまだ償還がされていないものをいう。以下この條において同じ。）の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

第三十三條 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てるため、旧債権の滞貸元本（当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までまだ償還がされていないものをいう。以下この條において同じ。）の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

(資本金の減少)

第三十四條 振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前條第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができる。

2 振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

第三十五條 振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託
(借入金)

第三十六條 振興会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督

第三十七條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十八條 文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを示示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任)

第三十九條 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができ

一 この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十條 振興会の役員又は職員が第三十八條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の許可、認可又は承認(第五條第四項、第六條第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く)を受けなければならぬ場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四 第三十一條第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、

公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第四十二條 第八條の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならぬ。

4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならぬ。

5 振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。

6 振興会は、設立の登記をするに因つて成立する。

7 振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資額の払込の請求をしなければならぬ。

8 文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を

振興会に引き継がなければならない。

9 都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校戦災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。

10 前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書、帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

11 この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二條第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四條の法人を含むものとする。

12 第五條第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。

13 第八條の規定は、この法律施行の際現に私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第二号ノ二」を「第二号ノ四」に改め、同條第七号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を、「大日本育英会法」の下に「私立学校振興

会法」を加え、同條第十八号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加え、同條に次の一号を加える。

二十二 私立学校振興会が私立学校振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記

15 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十 私立学校振興会ノ発スル証書帳簿

16 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加える。

17 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加える。

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「法令による公団」の下に「私立学校振興会」を加え、第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会」の下に「私立学校振興会」を加え、第三百四十八條第二項第十一号に次の一号を加える。

十二 私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産

第七百四十三條第三号中「大日本育英会」の下に「私立学校振興会」を加える。

新たに入学する児童に対する教科用圖書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科用圖書の給與に関する法律

(この法律の目的)

第一條 この法律は、児童の国民としての自覚を深めることに資するとともにその前途を祝うために、国が毎年度新たに小学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に入学する児童に対し教科用圖書を給與することを目的とする。

(教科用圖書の給與)

第二條 国は、毎年度、小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部(以下「小学校」と総称する)の第一学年に入学する児童に対し、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語及び算数の教科用圖書(学年の中途において転学した児童についてはその転学後において使用するものを除く)を給與するものとする。

2 前項の教科用圖書の給與は、国立の小学校については当該小学校を附置する大学の学長、都道府県立の小学校については都道府県教育委員会、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ)立の小学校については市町村の教育委員会(教育委員会の設置されていない市町村にあつては市町村長とする。以下同じ)、私立の小学校については当該小学校を設置する学校法人の理事長(以下「管理機関」と

総称するが、国のために、それ、当該小学校の校長を通じて行うものとする。

(監督及び報告等の義務)

第三條 管理機関は、前條第二項の規定による教科用図書の特許について、それぞれ、当該校長を監督し、政令で定めるところにより、給與した教科用図書の種類、その給與を受けた児童の数その他必要な事項を文部大臣に報告するとともに給與した教科用図書の価額の総額その他必要な事項を記載した証明書を当該教科用図書の発行者に交付しなければならない。

(調査及び報告)

第四條 文部大臣は、第二條第二項の規定により管理機関が行う教科用図書の給與に関する事務について、その実施の状況を調査し、及び管理機関をして必要な報告をさせることができる。

2 文部大臣は、前項に定める場合のほか、第二條第二項の規定により市町村の教育委員会又は学校法人の理事長が行う教科用図書の給與に関する事務について、それぞれ、都道府県の教育委員会又は都道府県知事に、その実施の状況を調査させ、及び市町村の教育委員会又は学校法人の理事長から必要な報告を取らせることができる。

(契約の締結)

第五條 国は、第二條第一項の規定による教科用図書の給與のため、当該教科用図書の発行者と、発行者が教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十三号）第十條第二項の規定により、

小学校に供給した教科用図書のうち第二條第二項の規定により管理機関が当該小学校の校長を通じて児童に対し給與した教科用図書について、その対価を第六條に定める方法により支払うべき旨の契約を締結することができる。

(対価の支払)

第六條 文部大臣は、教科用図書の発行者が第三條に規定する証明書を添えて前條の契約に係る対価につき適法な支払請求書を提出したときは、その支払請求書を受理した日から三十日以内に、代金を支払わなければならない。

2 文部大臣は、前項の支払請求書を受理した後、添付された証明書に誤があると認められた場合には、すみやかに、その事由を明示して、その旨を当該発行者に通知するとともに当該証明書を交付した管理機関にこれを送付し、当該管理機関に、誤があるかどうかを調査し、誤がないときはその旨を附記し、誤があつたときはその誤を訂正した上これを返送することを命じなければならない。この場合において、前項の規定にかかわらず、文部大臣は、返送に係る証明書に誤がないと認めた場合には、証明書が到着した日から三十日以内に、当該証明書に係る代金を支払わなければならない。

3 当該年度の国の予算（追加予算を含む）が成立しないため前二項の規定により難い場合における代金の支払の時期及びその額については、政令で特例を設けることができる。

(損害の賠償)

第七條 教育委員会又は学校法人の理事長が第三條の規定による文部大臣に対する報告書又は発行者に交付する証明書（第六條第二項の規定により文部大臣に返送する証明書を含む）に作為を加え又は虚偽の記載をすることによつて、不当に国に損害を與えたときは、文部大臣は、当該都道府県若しくは市町村又は当該学校法人に対してその損害を賠償させることができる。

2 文部大臣は、前項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該教育委員会又は当該学校法人の理事長に対し、文書をもつて示さなければならない。

3 教育委員会又は学校法人の理事長は、第一項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、文部大臣に対し、異議の申立をすることができる。

(都の特例)

第八條 この法律の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に関しては、都は、市町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和二十六年に入学者児童に対する教科用図書の給與に関する法律（昭和二十六年法律第四十九号）は、廃止する。
3 当分の間、学校法人でない私法人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該法人を学校法人とみなし、法人でない私人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該私人を学校法人又は学校法人の理事長とみなして、この法律の規定を適用する。

び養護学校については、当該法人を学校法人とみなし、法人でない私人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該私人を学校法人又は学校法人の理事長とみなして、この法律の規定を適用する。